

(2) 共同研究について

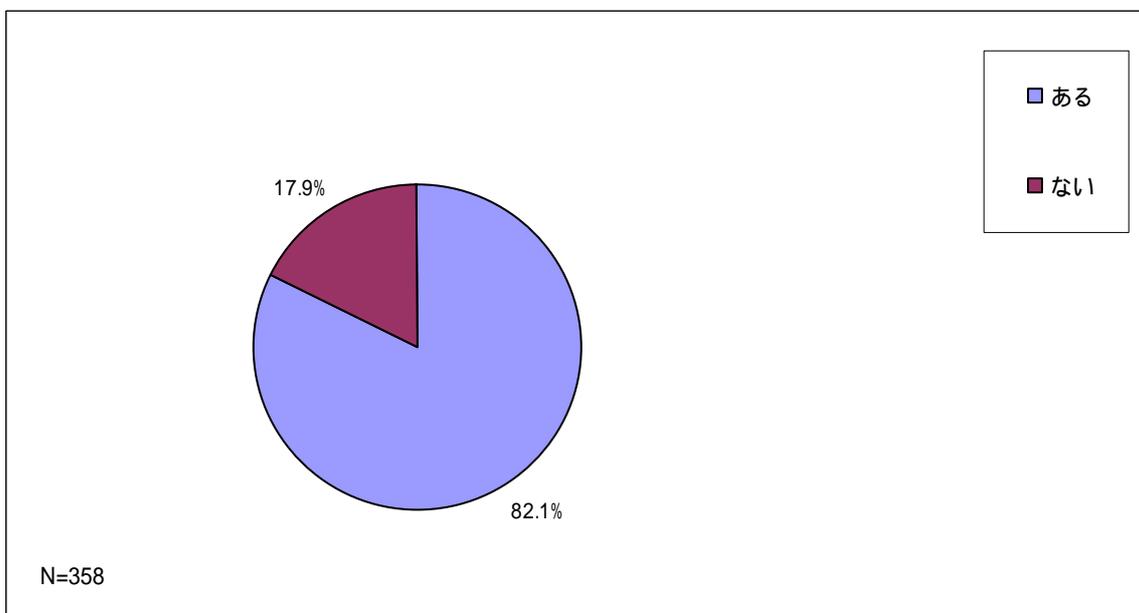
問 29 . 貴機関では、昨年度(2004 年度) 1 年間で、共同研究の実施はありますか。

共同研究については 8 割を超える研究機関が実施しており、国立大学法人はほとんど全てが実施しているなど、共同研究は活発に行われている。

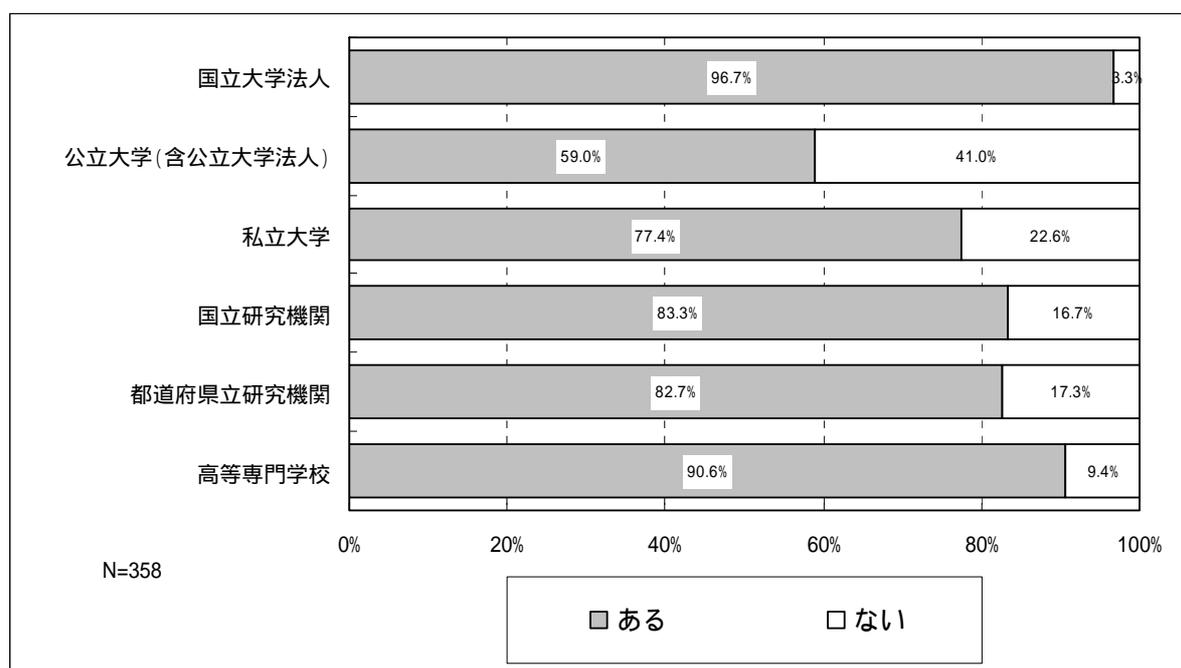
【全機関・機関分類別】

昨年度 1 年間の共同研究実績の有無については、82.1%が「ある」としている。これを、機関分類別にみると、国立大学法人が 96.7%と最も実施があり、最も少ない実績の公立大学でも 59.0%が実施しており、共同研究は活発に行われている（図表 96）。

図表 95 昨年 1 年間の共同研究の実績の有無



図表 96 昨年 1 年間の共同研究の実績の有無（機関分類別）



問 30 . 問 29 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における昨年度(2004 年度) 1 年間の共同研究の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。(複数回答可)

共同研究件数は、「0～10 件」が半数を占めているが、機関分類別にみると、国立大学法人と国立研究機関において件数が多く、特に、国立研究機関における「300 件以上」の割合は 16.7%。

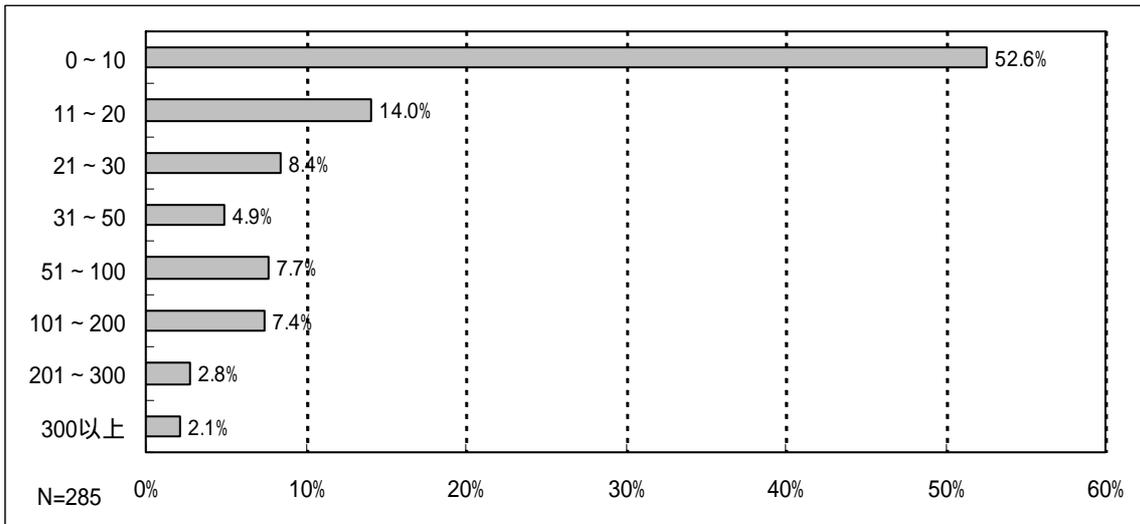
共同研究の相手先は、「中小企業（国内）」が 76.1%と最も多い。

共同研究の主な対象分野は、「ライフサイエンス分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境分野」、「情報通信分野」がそれぞれ 5 割を超えている。

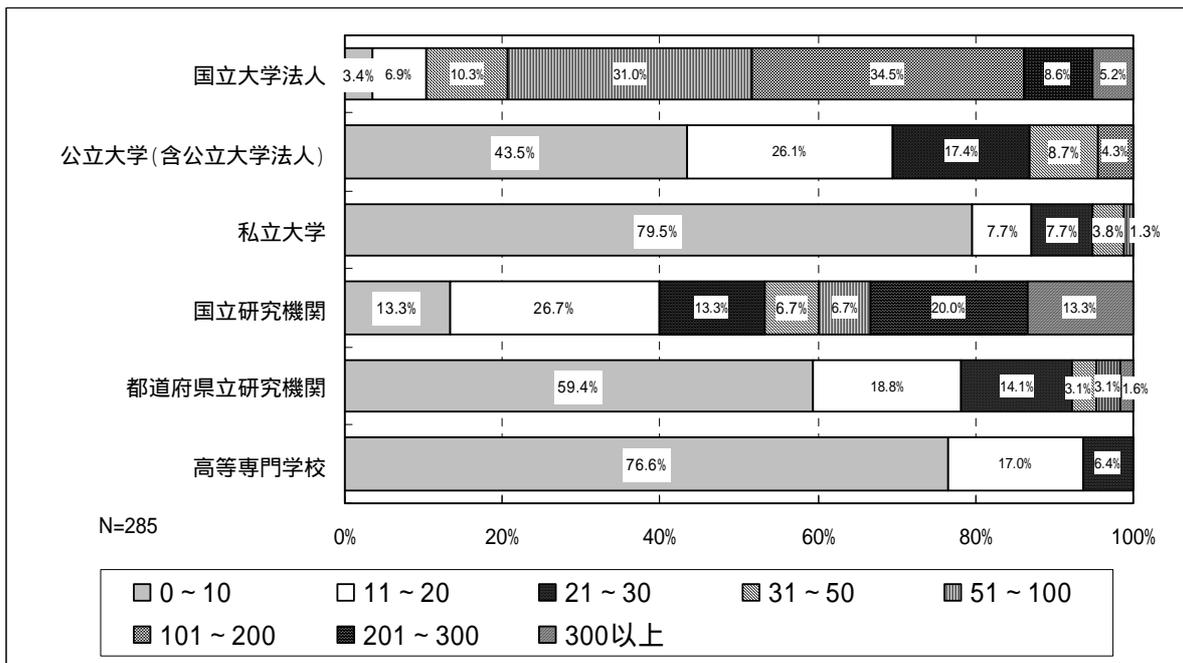
【全機関・機関分類別】

共同研究の件数は、「0～10 件」が 52.6%と最も多くなっている（図表 97）。機関分類別にみると、11 件以上の割合が高いのは、国立大学法人が 96.6%、国立研究機関が 86.7%となっており、特に、国立研究機関は、「300 件以上」が 20.0%（3 件）と、共同研究が極めて活発に行われている研究機関もある（図表 98）。

図表 97 共同研究の件数

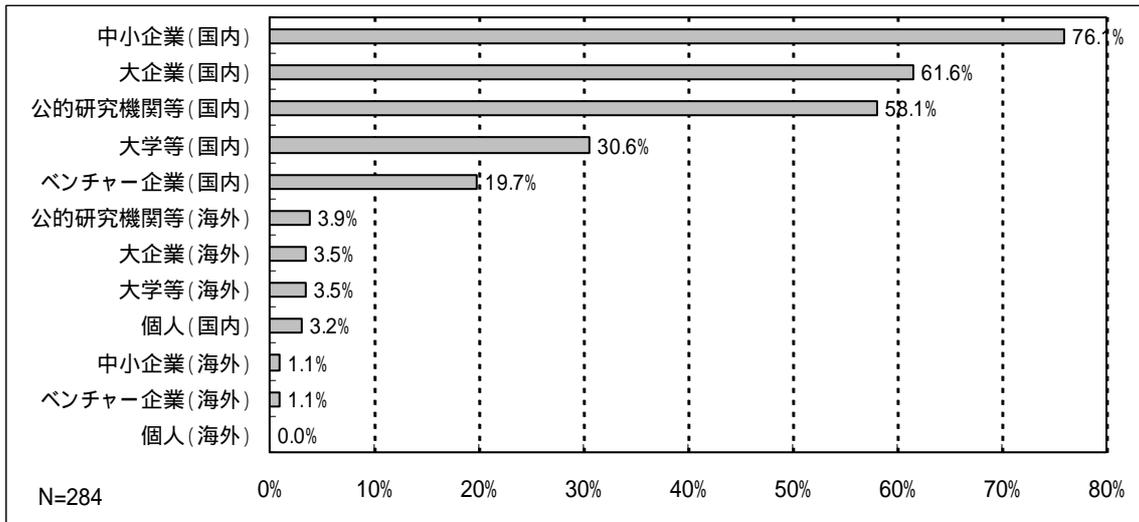


図表 98 共同研究の件数（機関分類別）



共同研究の相手先は、「中小企業（国内）」が76.1%と最も多く、次いで、「大企業（国内）」が61.6%、「公的研究機関等（国内）」が58.1%と続いている（図表99）。これを機関分類別に見ると、上記の3つの相手先とも、国立大学法人の比率が最も高くなっている（図表100）。

図表 99 共同研究の主な相手先（複数回答）



注) 複数の相手先と共同研究を行っている研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

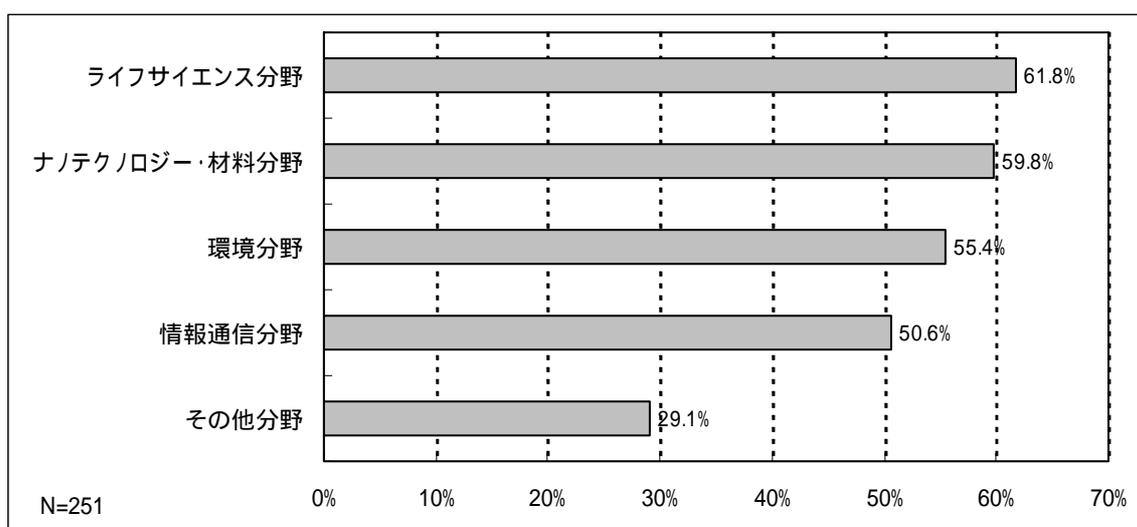
図表 100 共同研究の主な相手先（複数回答）(機関分類別)

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	56 96.6%	55 94.8%	28 48.3%	50 86.2%	12 20.7%	3 5.2%	7 12.1%	1 1.7%	0 0.0%	4 6.9%	2 3.4%	0 0.0%	58 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	13 59.1%	16 72.7%	6 27.3%	13 59.1%	5 22.7%	1 4.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 100.0%
私立大学	49 62.0%	42 53.2%	11 13.9%	49 62.0%	14 17.7%	3 3.8%	2 2.5%	1 1.3%	2 2.5%	1 1.3%	4 5.1%	0 0.0%	79 100.0%
国立研究機関	12 85.7%	8 57.1%	3 21.4%	12 85.7%	10 71.4%	0 0.0%	1 7.1%	1 7.1%	1 7.1%	6 42.9%	4 28.6%	0 0.0%	14 100.0%
都道府県立 研究機関	22 34.4%	57 89.1%	8 12.5%	25 39.1%	34 53.1%	2 3.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	64 100.0%
高等専門学校	23 48.9%	38 80.9%	0 0.0%	16 34.0%	12 25.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	47 100.0%
回答数	175 61.6%	216 76.1%	56 19.7%	165 58.1%	87 30.6%	9 3.2%	10 3.5%	3 1.1%	3 1.1%	11 3.9%	10 3.5%	0 0.0%	284 100.0%

注) 複数の相手先と共同研究を行っている研究機関があるため、相手先ごとの比率の合計は 100%にならない。

また、共同研究の主な対象分野は、「ライフサイエンス分野」、「ナノテクノロジー・材料分野」、「環境分野」、「情報通信分野」がそれぞれ 61.8%、59.8%、55.4%、50.6%と特定の分野に偏ることなく、共同研究が行われている（図表 101）。これを機関分類別にみると、「ライフサイエンス分野」については、国立大学法人が 96.4%、国立研究機関が 76.9%となっている（図表 102）。

図表 101 共同研究の主な対象分野（複数回答）



注) 複数の分野の共同研究を行っている研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない。

図表 102 共同研究の主な対象分野（複数回答）(機関分類別)

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	53 96.4%	44 80.0%	45 81.8%	47 85.5%	22 40.0%	55 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	14 70.0%	11 55.0%	8 40.0%	8 40.0%	2 10.0%	20 100.0%
私立大学	42 60.9%	28 40.6%	25 36.2%	33 47.8%	13 18.8%	69 100.0%
国立研究機関	10 76.9%	5 38.5%	6 46.2%	6 46.2%	3 23.1%	13 100.0%
都道府県立 研究機関	23 43.4%	19 35.8%	29 54.7%	35 66.0%	20 37.7%	53 100.0%
高等専門学校	13 31.7%	20 48.8%	26 63.4%	21 51.2%	13 31.7%	41 100.0%
回答数	155 61.8%	127 50.6%	139 55.4%	150 59.8%	73 29.1%	251 100.0%

注) 複数の分野の共同研究を行っている研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は 100%にならない。

問 31 . 共同研究による発明の帰属先について、お選び下さい。また、帰属の考え方で「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

共同研究による発明の帰属先は、半数以上が機関と相手先帰属。

機関分類別にみると、「機関と相手先帰属（例外あり）」が最も多いのは国立大学法人の 65.7%。

【全機関・機関分類別】

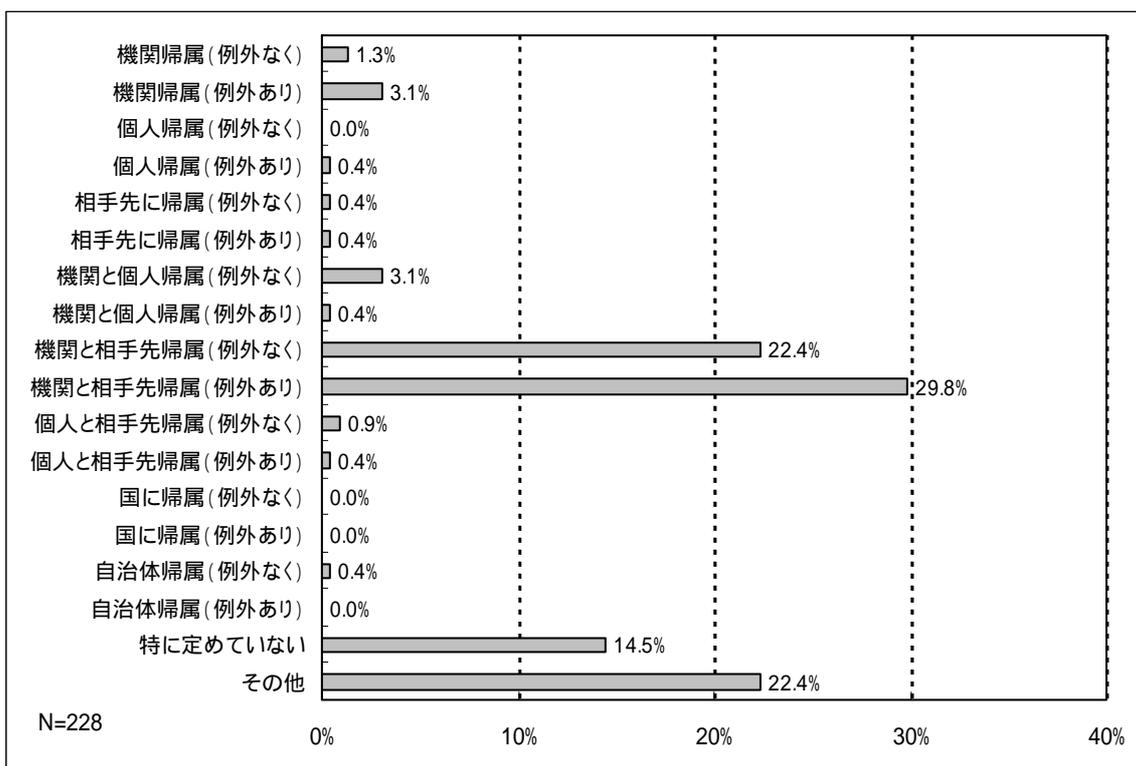
共同研究による発明の帰属先は、「機関と相手先帰属（例外あり）」が 29.8%と最も多く、「機関と相手先帰属（例外なく）」と合わせると 52.2%となっている（図表 103）。また、「機関帰属（例外あり）」は 3.1%で、「機関帰属（例外なく）」を合わせても 4.4%と、半数以上が機関と相手先帰属となっている。

機関分類別にみると、「機関と相手先帰属（例外あり）」が最も多いのが国立大学法人の 67.6%である（図表 104）。

なお、共同研究による発明については、「共有先民間企業が通常実施権を望んだ場合には実施料が得られず、出願費用や管理費用を回収できない」、「共有先民間企業がクロスライセンスを行うとき、共有者である大学研究者の権利に対する対価支払いについては消極的である」、「企業と共同出願している特許について、大学の費用分も企業に費用をみてもらうことを検討中」などの意見が聞かれた。

機関と相手先帰属の場合の例外について、国立大学法人では、図表 105 に示すように、発明の貢献度により単独帰属となる場合、相手先への有償譲渡、公的資金等で、知財は相手方に帰属することを前提とした共同研究の場合等となっている。国立研究機関や都道府県立研究機関等の研究機関では、図表 106 に示すように、同様の内容となっている。

図表 103 共同研究による発明の帰属先と例外の有無



図表 104 共同研究による発明の帰属先と例外の有無（機関分類別）

	機関帰属 (例外なく)	機関帰属 (例外あり)	個人帰属 (例外なく)	個人帰属 (例外あり)	相手先に 帰属(例外 なく)	相手先に 帰属(例外 あり)	機関と個 人帰属(例 外なく)	機関と個 人帰属(例 外あり)	機関と相 手先帰属 (例外なく)
国立大学法人	0 0.0%	2 5.9%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.9%	8 23.5%
公立大学 (含公立大学法人)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%
私立大学	1 3.2%	3 9.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	15 48.4%
国立研究機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	4 40.0%
都道府県立 研究機関	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.0%	2 8.0%	0 0.0%	11 44.0%
高等専門学校	2 6.1%	2 6.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 9.1%	0 0.0%	12 36.4%
回答数	3 2.1%	7 4.9%	0 0.0%	1 0.7%	1 0.7%	1 0.7%	7 4.9%	1 0.7%	51 35.4%
	機関と相 手先帰属 (例外あ り)	個人と相 手先帰属 (例外なく)	個人と相 手先帰属 (例外あ り)	国に帰属 (例外なく)	国に帰属 (例外あ り)	自治体帰 属(例外な く)	自治体帰 属(例外あ り)	回答数	
国立大学法人	23 67.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	34 100.0%	
公立大学 (含公立大学法人)	8 72.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%	
私立大学	10 32.3%	1 3.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	31 100.0%	
国立研究機関	4 40.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%	
都道府県立 研究機関	10 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.0%	0 0.0%	25 100.0%	
高等専門学校	13 39.4%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	33 100.0%	
回答数	68 47.2%	2 1.4%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.7%	0 0.0%	144 100.0%	

図表 105 共同研究により機関と相手先との共同帰属になる場合の例外の内容（国立大学法人）

	機関と相手先(委託元)との共有帰属になる場合の例外の内容
国立大学	生じた発明が本学研究者のみによる場合は1。(機関単独帰属)
	相手先と協議して単独発明となったときは、機関単独となる
	発明への貢献度によっては、単独帰属となる場合もある
	発明の内容により、個人に譲渡することがある
	機関が共有することが有益でないと判断された場合は、発明者へ帰属し、発明者と相手先との共有帰属
	単独で発明したと認められる場合は、単独で出願できる
	個人帰属の場合あり
	本学が承継しない場合は個人帰属になる。また、契約の相手方によっては(国等)若干、帰属方法が変わることもあり
	相手先へ有償譲渡することもある
	相手先の確認を得たうえで単独発明もあり得る
	発明が単独か共同であるかによって変わる。1~4の場合もあり
	発明への貢献度によって機関ないしは相手先単独もある
	機関が帰属を放棄する場合など、左記の1~6のケース全てが考えられる
	大学の発明評価委員会の判断により、相手先(委託元)と個人(発明者)との共有帰属となる場合がある
	当事者の寄与が無い場合
	双方の貢献に基づき判断する
	委託元が権利放棄した場合
	発明が単独で行われた場合は発明行為のあった研究者の属する機関に帰属する
実際に発明を行った者の所属による	
公的資金等で、知財は相手方に帰属することを前提とした共同研究。あるいは、相手方が帰属を放棄するケースなど	
単独で発明を行った場合は単独所有となる	
単独発明の場合は機関または委託元	

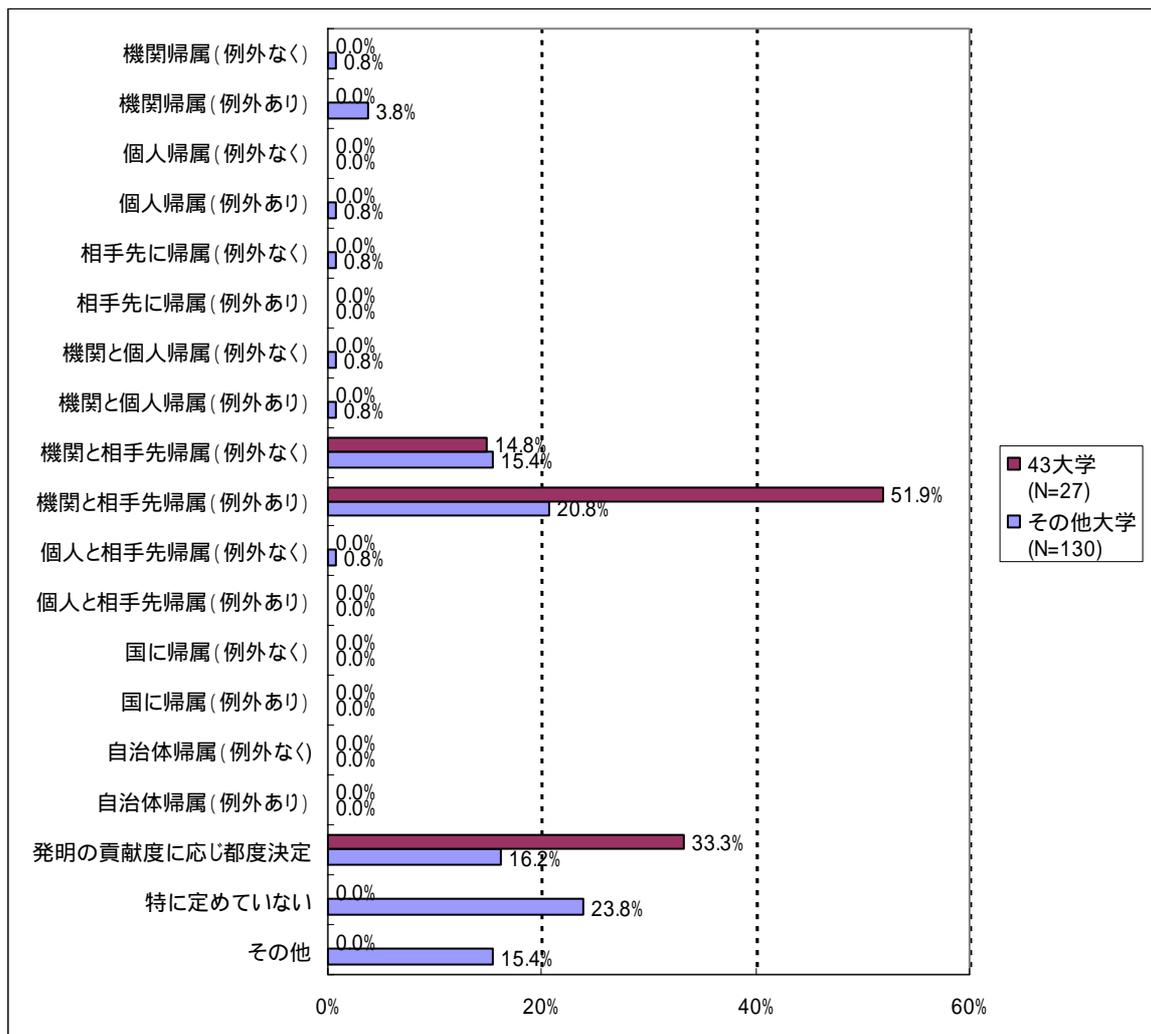
図表 106 共同研究により機関と相手先との共同帰属になる場合の例外の内容（研究機関等）

	機関と相手先(委託元)との共有帰属になる場合の例外の内容
研究機関等	発明者が希望する場合50%の権利を設定することができる
	発明を評価して、県が承継しないとき
	機関又は相手先(委託元)が特許を受ける権利を相手方から承継した場合
	機関が承継した場合は単独帰属
	契約により、高専(機構)が全てを承継する場合がある
	単独で発明した場合
	それぞれ単独に発明した分については機関又は相手先単独の帰属となる
	機関で承継しないと決定した場合は本人に返還
	相手先が放棄した場合は、機関(東京都)の帰属
	契約条件による
	発明の内容がそれぞれの機関で独自で行ったもので独自発明であることを他機関の同意を得られた場合は、単独
	それぞれ単独で発明を行った場合は相手の同意を得てそれぞれの単独の帰属とすることができる
	(独)国立高等専門学校機構にて権利を承継しないと決定した場合は個人(発明者本人)と相手先(委託元)との共有
	権利放棄や寄与率の判断で、単独の帰属になる場合もある
	機関若しくは相手先の研究担当者が単独で発明等を行ったときは、単独所有とする(出願等を行う前に、書面により
	権利を承継しない場合
	機関と相手先がそれぞれ単独で発明を行った場合は、それぞれの単独帰属となる場合がある
	県が権利を承継しないとき
共同研究実施者及び発明者が、その特許を受ける権利の全てを機構に継承した場合、機構帰属となる	
独自に得た発明については単独帰属	
県が承継しない時、個人と相手先の共有となる事がある	
共同研究の結果、それぞれの研究者が独自に発明を行った場合は、それぞれの機関(又は個人)の帰属。出願の	
機関 - 国立高等専門学校機構の帰属とする。ただし、本人へ帰属させる場合もある	
共同研究の結果、機構又は企業等の単独による発明等はそれぞれの所有とする	
機構の知財本部で財産権の承継が否決された場合	
共同研究の実施に伴い独自に発明等を行ったときは単独所有とする	
県の帰属分が、職務発明と認められない時には企業と個人の特許となる	

【43 大学とその他大学別】

43 大学は「機関と相手先帰属（例外あり）」（51.9%）が最も多く、その他大学は「特に定めていない」が 23.8%と最も多くなっている（図表 107）。また、「発明の貢献度に応じ都度決定」という回答が 43 大学に多く見られる。「機関と相手先帰属（例外なく）」は、それぞれ 14.8%、15.4%と、ほぼ同じ水準でとなっている。

図表 107 43 大学とその他大学における共同研究による発明の帰属先と例外の有無



問 32 . 共同研究契約において、貴機関が、自ら実施はしないことの対価（不実施補償）として、相手方に実施料を求める内容を、通常、契約書に盛り込んでいますか。

不実施補償については、「一律には決めず別途協議する」、「不実施補償を必ず入れる」が3割を超えている。

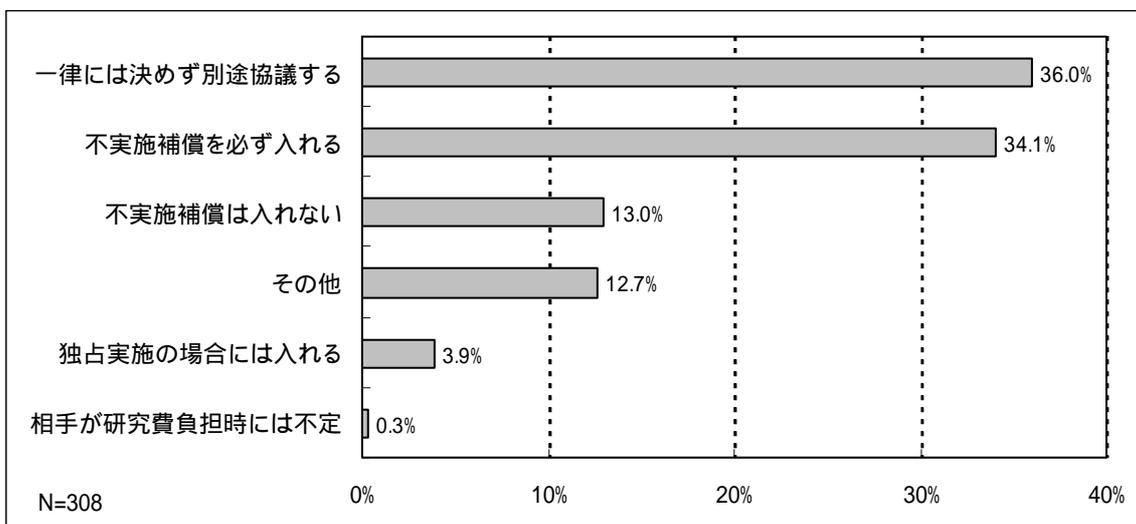
機関分類別で見ると、国立大学法人は「不実施補償を必ず入れる」が最も多いのに対し、私立大学は「一律には決めず別途協議する」が最も多い。

【全機関】

不実施補償として実施料を求める内容を契約書へ盛り込んでいるかについては、「一律には決めず別途協議する」が36.0%と最も多く、次いで、「不実施補償を必ず入れる」34.1%、「不実施補償は入れない」13.0%となっている（図表108）。

不実施補償については、民間企業との交渉が難航するケースが指摘されており、一律に決めることは難しい状況にある。そのため、複数の大学知財担当者による研究会を立ち上げるなど、研究機関として統一した行動を求める意見がある。

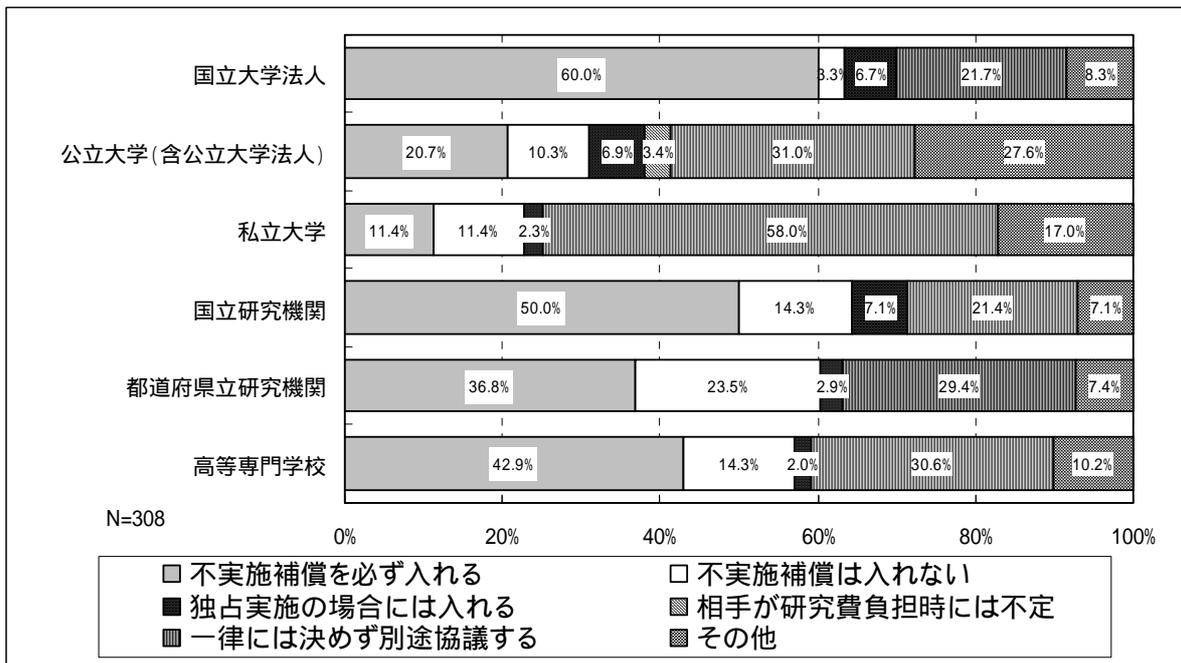
図表 108 不実施補償として実施料を求める内容の契約書への盛り込み状況



【機関分類別】

機関分類別にみると、「不実施補償を必ず入れる」割合が最も高いのが国立大学法人で60.0%となっており、一方、その割合が最も低いのが私立大学で11.4%となっている（図表109）。私立大学は、「一律には決めずに別途協議する」割合が58.0%となっており、大学による対応の違いが明確に表れている。

図表 109 不実施補償として実施料を求める内容の契約書への盛り込み状況（機関分類別）



4 . 知的財産に関する契約の円滑化について

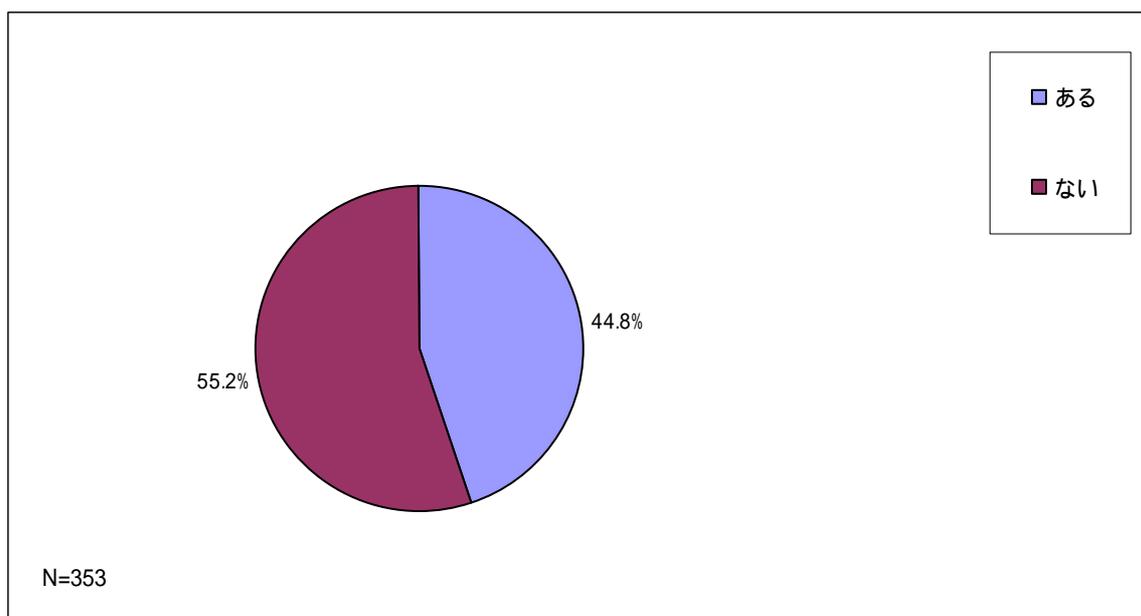
問 34. 過去（2003 年 4 月以降）に、知的財産権の利用許諾や有体物の提供・供与、受託研究・共同研究等の契約の際に、知的財産に関連したことで手間取ったこと（たとえば両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した場合など）がありますか。

4 割を超える研究機関が知的財産に関する契約の際に手間取った経験を有している。
機関分類別では、国立大学法人と国立研究機関の手間取った経験のある割合が高い

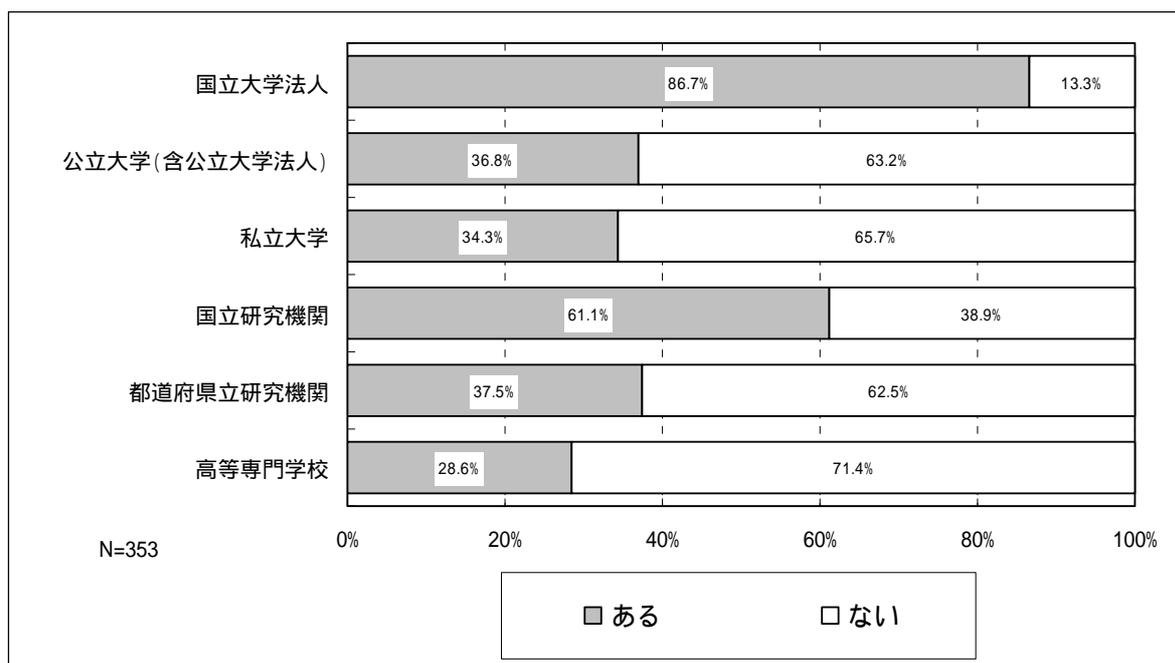
【全機関・機関分類別】

知的財産に関する契約の際に手間取った経験の有無については、「ある」が 44.8%、「ない」が 55.2%となっている（図表 110）。機関分類別にみると、国立大学法人の手間取った経験が「ある」割合が 86.7%と極めて高く、次いで国立研究機関の 61.1%となっている。

図表 110 知的財産に関する契約の際に手間取った経験の有無



図表 111 知的財産に関する契約の際に手間取った経験の有無（機関分類別）



問 35 . 問 34 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。どの場面で手間取りましたか。手間取った場面をお選び下さい。また、選ばれた場面について、その契約における知的財産に関連する問題の内容はどのようなものかをお選び下さい。（複数回答可）

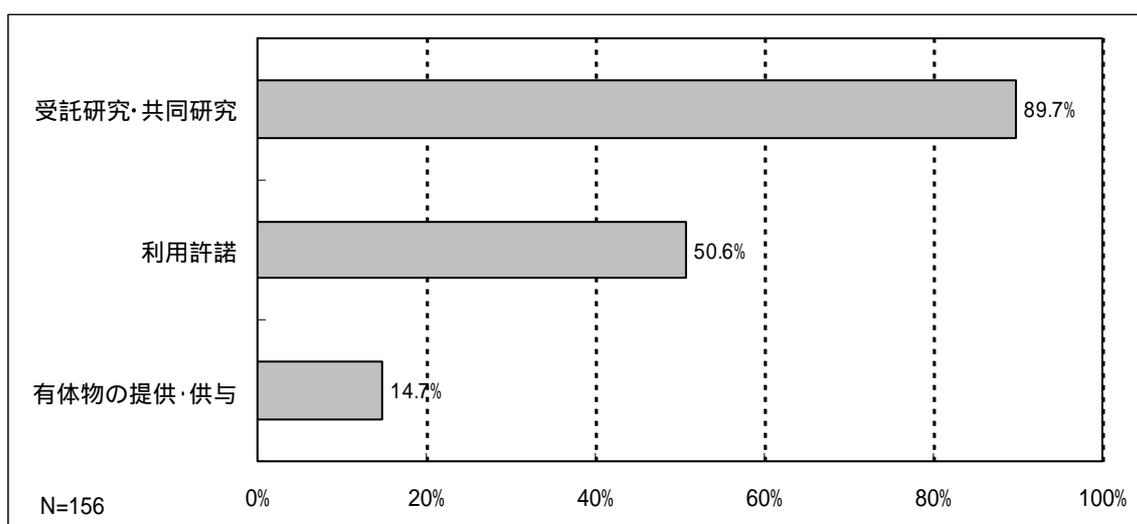
手間取った場面としては、9割が「受託研究・共同研究」の契約の際を指摘している。機関分類別にみると、国立研究機関等の研究機関は、「利用許諾」の契約の際を指摘している。

【全機関・機関分類別】

契約の際に手間取った場面は、「受託研究・共同研究」が89.7%と最も多く、次いで、「利用許諾」50.6%、「有体物の提供・供与」14.7%の順となっている（図表 112）。

これを機関分類別にみると、「受託研究・共同研究」で手間取った割合が最も高いのが、高等専門学校で100%、次いで、国立大学法人96.2%、公立大学92.9%、私立大学91.9%となっている（図表 113）。それに対し、国立研究機関は、72.7%と若干低い割合となっているが、一方で、「利用許諾」については、100%となっている。

図表 112 契約の際手間取った場面（複数回答）



注) 手間取った場面が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない。

図表 113 契約の際手間取った場面（複数回答）(機関分類別)

	利用許諾	有体物の提供・供与	受託研究・共同研究	回答数
国立大学法人	28	10	50	52
	53.8%	19.2%	96.2%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	3	2	13	14
	21.4%	14.3%	92.9%	100.0%
私立大学	15	6	34	37
	40.5%	16.2%	91.9%	100.0%
国立研究機関	11	3	8	11
	100.0%	27.3%	72.7%	100.0%
都道府県立 研究機関	21	2	23	30
	70.0%	6.7%	76.7%	100.0%
高等専門学校	1	0	12	12
	8.3%	0.0%	100.0%	100.0%
回答数	79	23	140	156
	50.6%	14.7%	89.7%	100.0%

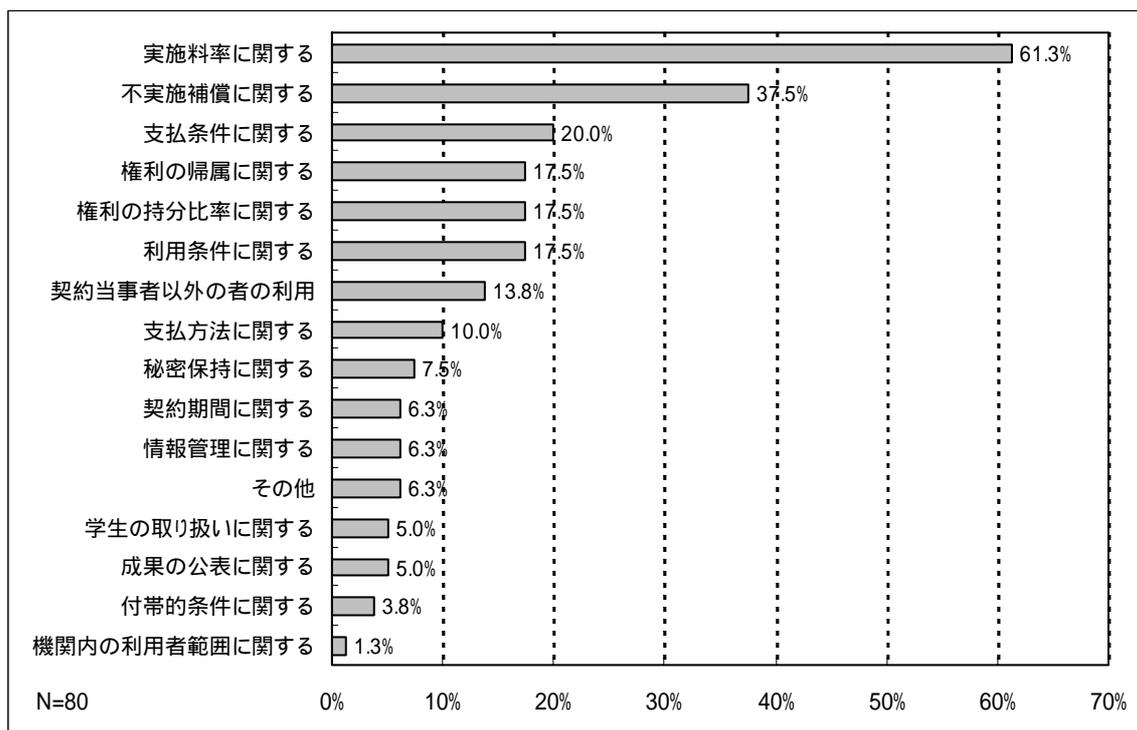
注) 手間取った場面が複数ある研究機関があるため、場面ごとの比率の合計は100%にならない。

【全機関・機関分類別】(利用許諾について)

利用許諾について手間取った際の問題の内容については、「実施料率に関する問題」が61.3%と最も多く、次いで、「不実施補償に関する問題」37.5%、「権利の帰属に関する問題」、「権利の持分比率に関する問題」、「利用条件に関する問題」とも17.5%となっている(図表114)。

機関分類別にみても、いずれの研究機関とも「実施料率に関する問題」が最も高くなっている(図表115)。

図表 114 契約の際手間取った問題の内容 (利用許諾)(複数回答)



注) 手間取った問題が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない

図表 115 契約の際手間取った問題の内容 (利用許諾)(複数回答)(機関分類別)

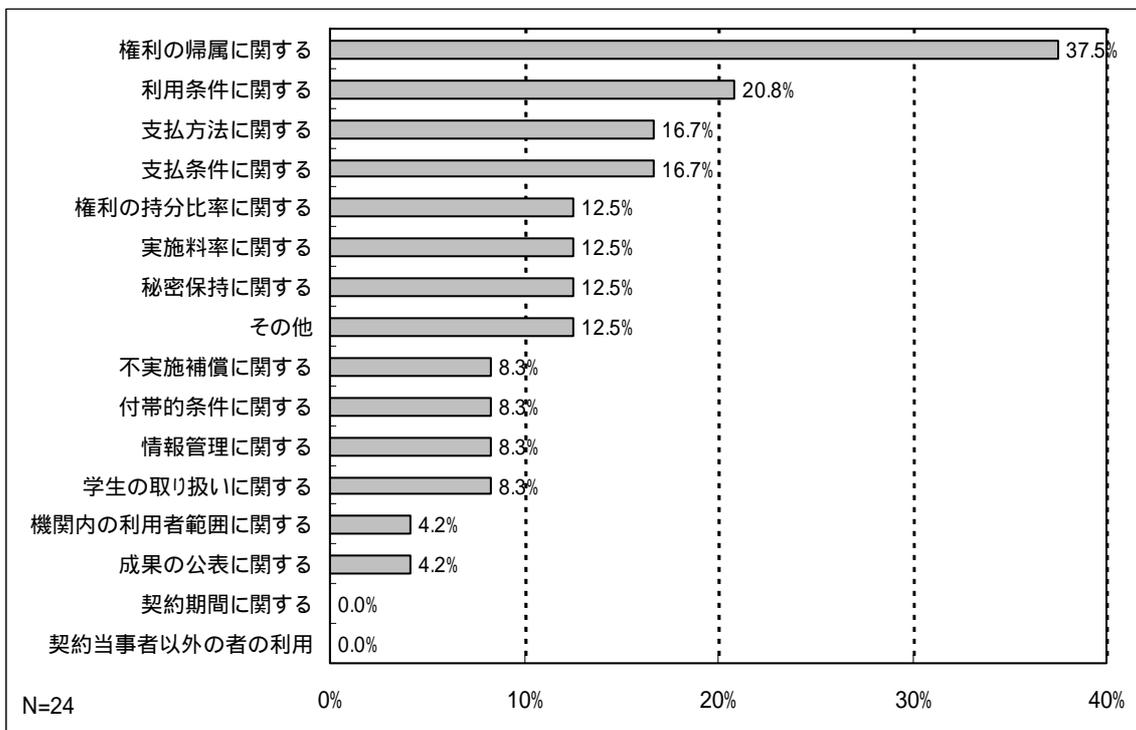
	権利の帰属に関する	権利の持分比率に関する	利用条件に関する	契約期間に関する	機関内の利用者範囲に関する	契約当事者以外の者の利用	支払方法に関する	支払条件に関する	不実施補償に関する
国立大学法人	5 17.9%	7 25.0%	5 17.9%	2 7.1%	0 0.0%	5 17.9%	2 7.1%	7 25.0%	13 46.4%
公立大学 (含公立大学法人)	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 66.7%	0 0.0%
私立大学	5 31.3%	3 18.8%	4 25.0%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	2 12.5%	3 18.8%	6 37.5%
国立研究機関	2 18.2%	2 18.2%	3 27.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	2 18.2%	3 27.3%
都道府県立 研究機関	2 9.5%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	4 19.0%	4 19.0%	2 9.5%	8 38.1%
高等専門学校	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
回答数	14 17.5%	14 17.5%	14 17.5%	5 6.3%	1 1.3%	11 13.8%	8 10.0%	16 20.0%	30 37.5%
	実施料率に関する	付帯的条件に関する	秘密保持に関する	情報管理に関する	学生の取り扱いに関する	成果の公表に関する	その他	回答数	
国立大学法人	16 57.1%	1 3.6%	3 10.7%	2 7.1%	2 7.1%	3 10.7%	1 3.6%	28	
公立大学 (含公立大学法人)	2 66.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3	
私立大学	8 50.0%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%	1 6.3%	1 6.3%	0 0.0%	16	
国立研究機関	7 63.6%	1 9.1%	0 0.0%	2 18.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	11	
都道府県立 研究機関	15 71.4%	0 0.0%	2 9.5%	1 4.8%	1 4.8%	0 0.0%	3 14.3%	21	
高等専門学校	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1	
回答数	49 61.3%	3 3.8%	6 7.5%	5 6.3%	4 5.0%	4 5.0%	5 6.3%	80	

注) 手間取った問題が複数ある研究機関があるため、問題ごとの比率の合計は 100%にならない

【全機関・機関分類別】(有体物の提供・供与について)

有体物の提供・供与について手間取った際の問題の内容については、「権利の帰属に関する問題」が37.5%と最も多く、次いで、「利用条件に関する問題」20.8%、「支払方法に関する問題」、「支払い条件に関する問題」がそれぞれ16.7%となっている(図表116)。

図表 116 契約の際手間取った問題の内容 (有体物の提供・供与)(複数回答)



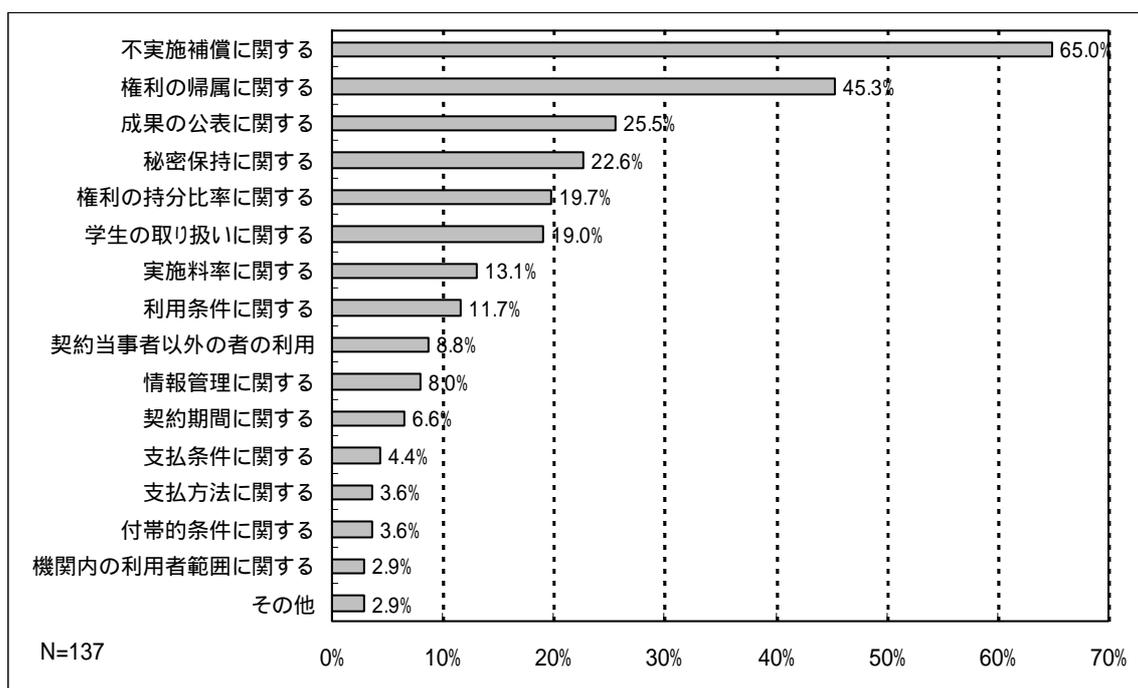
注) 手間取った問題が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない

【全機関・機関分類別】(受託研究・共同研究について)

受託研究・共同研究について手間取った際の問題の内容については、「不実施補償に関する問題」が65.0%と最も多く、次いで、「権利の帰属に関する問題」45.3%、「成果の公表に関する問題」25.5%、「秘密保持に関する問題」22.6%と続いている(図表117)。

これを機関分類別にみると、大学(国立大学法人、公立大学、私立大学)と国立研究機関は「不実施補償に関する問題」が最も多いが、都道府県立研究機関と高等専門学校については、「権利の帰属の問題」が最も多くなっている(図表118)。

図表 117 契約の際手間取った問題の内容 (受託研究・共同研究)(複数回答)



注) 手間取った問題が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない

図表 118 契約の際手間取った問題の内容 (受託研究・共同研究)(複数回答)(機関分類別)

	権利の帰属に関する	権利の持分比率に関する	利用条件に関する	契約期間に関する	機関内の利用者範囲に関する	契約当事者以外の者の利用	支払方法に関する	支払条件に関する	不実施補償に関する
国立大学法人	20 40.0%	14 28.0%	7 14.0%	4 8.0%	1 2.0%	6 12.0%	2 4.0%	2 4.0%	44 88.0%
公立大学 (含公立大学法人)	7 53.8%	4 30.8%	1 7.7%	2 15.4%	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	8 61.5%
私立大学	17 53.1%	4 12.5%	6 18.8%	1 3.1%	1 3.1%	1 3.1%	1 3.1%	3 9.4%	18 56.3%
国立研究機関	2 25.0%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 75.0%
都道府県立 研究機関	9 42.9%	3 14.3%	0 0.0%	1 4.8%	0 0.0%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	8 38.1%
高等専門学校	7 53.8%	2 15.4%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 38.5%
回答数	62 45.3%	27 19.7%	16 11.7%	9 6.6%	4 2.9%	12 8.8%	5 3.6%	6 4.4%	89 65.0%
	実施料率に関する	付帯的条件に関する	秘密保持に関する	情報管理に関する	学生の取り扱いに関する	成果の公表に関する	その他	回答数	
国立大学法人	8 16.0%	3 6.0%	15 30.0%	7 14.0%	17 34.0%	16 32.0%	1 2.0%	50 100.0%	
公立大学 (含公立大学法人)	2 15.4%	0 0.0%	2 15.4%	0 0.0%	3 23.1%	5 38.5%	0 0.0%	13 100.0%	
私立大学	3 9.4%	1 3.1%	5 15.6%	2 6.3%	3 9.4%	8 25.0%	0 0.0%	32 100.0%	
国立研究機関	1 12.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%	
都道府県立 研究機関	4 19.0%	0 0.0%	8 38.1%	2 9.5%	2 9.5%	4 19.0%	1 4.8%	21 100.0%	
高等専門学校	0 0.0%	1 7.7%	1 7.7%	0 0.0%	1 7.7%	2 15.4%	1 7.7%	13 100.0%	
回答数	18 13.1%	5 3.6%	31 22.6%	11 8.0%	26 19.0%	35 25.5%	4 2.9%	137 100.0%	

注) 手間取った問題が複数ある研究機関があるため、問題ごとの比率の合計は 100%にならない

問 36.また、問 35. で選ばれた場面について、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。

契約の際手間取ったことがある場合の相手先と対象分野は、それぞれ以下のケースが最も多くなっている。

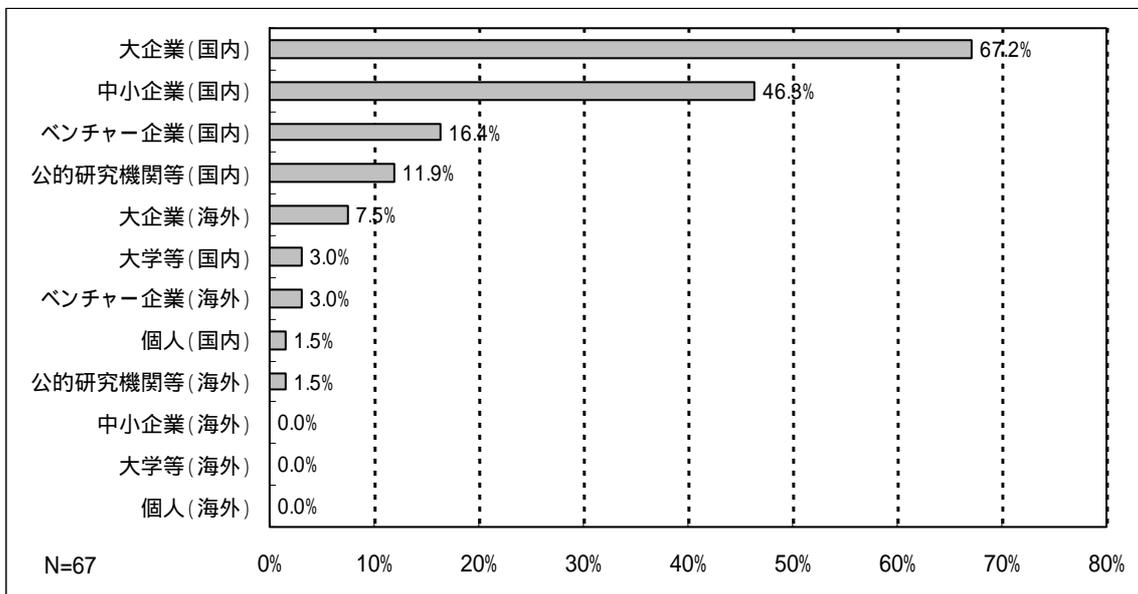
- ・ 利用許諾：「大企業（国内）」、「ナノテクノロジー・材料分野」
- ・ 有体物の提供・供与：「大企業（国内）」、「ライフサイエンス分野」
- ・ 受託研究・共同研究：「大企業（国内）」、「ナノテクノロジー・材料分野」

【全機関・機関分類別】（利用許諾について）

利用許諾について契約の際手間取ったことがある場合の相手先は、「大企業（国内）」が 67.2%と最も多く、次いで、「中小企業（国内）」が 46.3%、「ベンチャー企業（国内）」が 16.4%と、続いている（図表 119）。

その際の対象分野は、「ナノテクノロジー・材料分野」が 43.1%と最も多くなっており（図表 121） 機関分類別にみると、公立大学は、「ナノテクノロジー・材料分野」はなく、国立研究機関は、「ライフサイエンス分野」が多いといった特徴がみられる（図表 122）。

図表 119 契約の際手間取ったことがある場合の相手先（利用許諾）（複数回答）



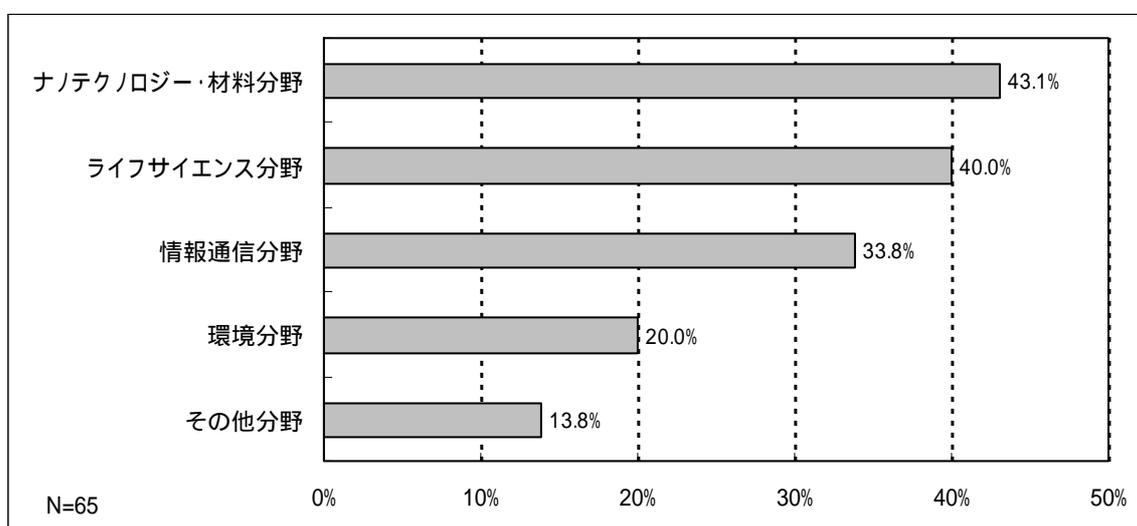
注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 120 契約の際手間取ったことがある場合の相手先（利用許諾）（複数回答）（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	19 79.2%	10 41.7%	3 12.5%	4 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	1 4.2%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	24 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	2 100.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
私立大学	5 50.0%	5 50.0%	3 30.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 20.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	10 100.0%
国立研究機関	8 88.9%	3 33.3%	1 11.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
都道府県立 研究機関	11 52.4%	13 61.9%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	1 4.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	21 100.0%
高等専門学校	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
回答数	45 67.2%	31 46.3%	11 16.4%	8 11.9%	2 3.0%	1 1.5%	5 7.5%	0 0.0%	2 3.0%	1 1.5%	0 0.0%	0 0.0%	67 100.0%

注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、相手先ごとの比率の合計は 100%にならない

図表 121 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（利用許諾）（複数回答）



注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 122 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野(利用許諾)(複数回答)(機関分類別)

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	10 43.5%	9 39.1%	3 13.0%	10 43.5%	3 13.0%	23 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
私立大学	4 40.0%	4 40.0%	2 20.0%	6 60.0%	2 20.0%	10 100.0%
国立研究機関	6 66.7%	2 22.2%	1 11.1%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%
都道府県立 研究機関	4 20.0%	6 30.0%	6 30.0%	10 50.0%	3 15.0%	20 100.0%
高等専門学校	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
回答数	26 40.0%	22 33.8%	13 20.0%	28 43.1%	9 13.8%	65 100.0%

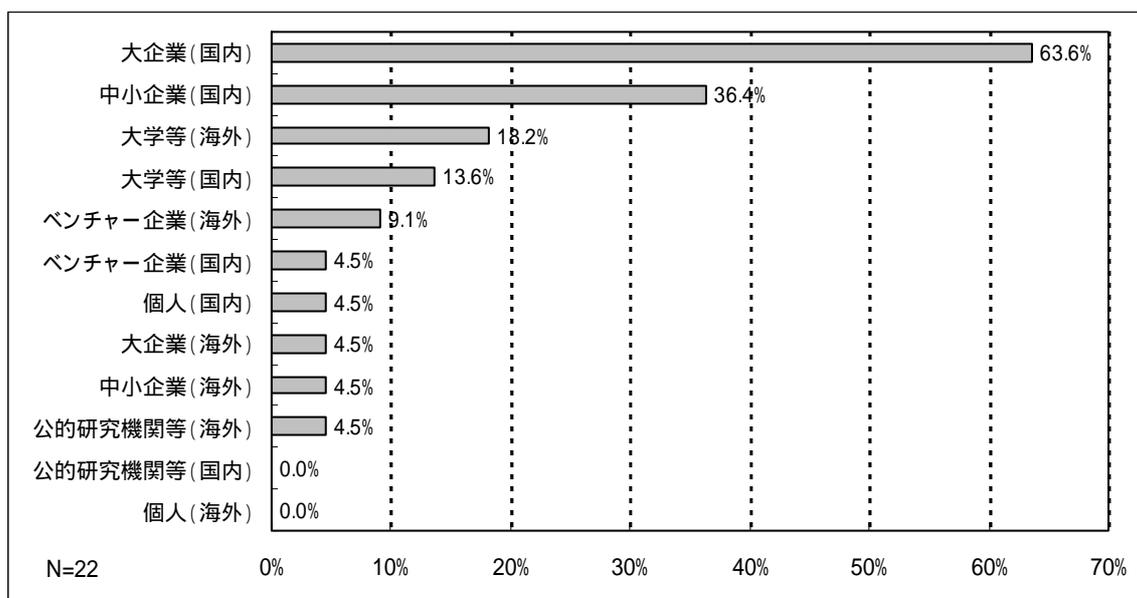
注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は100%にならない

【全機関・機関分類別】(有体物の提供・供与について)

有体物の提供・供与について契約の際手間取ったことがある場合の相手先は、「大企業(国内)」が63.6%と最も多く、次いで、「中小企業(国内)」36.4%と続いている(図表123)

その際の対象分野は、「ライフサイエンス分野」が85.0%と最も多くなっている(図表125)

図表 123 契約の際手間取ったことがある場合の相手先(有体物の提供・供与)(複数回答)



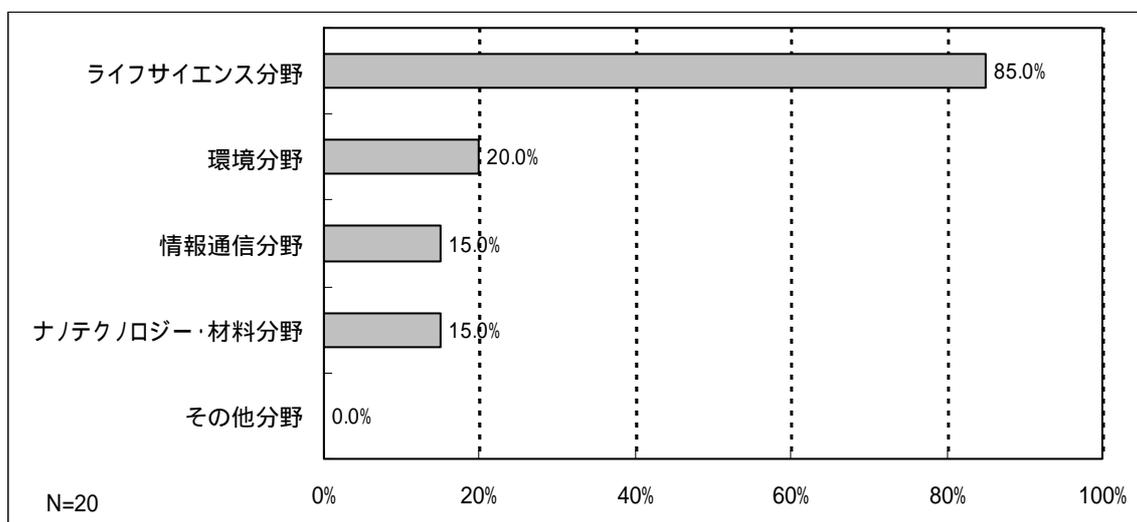
注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない

図表 124 契約の際手間取ったことがある場合の相手先（有体物の提供・供与）（複数回答）
（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	6 66.7%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	2 22.2%	0 0.0%	9 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
私立大学	3 50.0%	3 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	0 0.0%	6 100.0%
国立研究機関	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	3 100.0%
都道府県立 研究機関	2 100.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
高等専門学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
回答数	14 63.6%	8 36.4%	1 4.5%	0 0.0%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	1 4.5%	4 18.2%	0 0.0%	22 100.0%

注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、相手先ごとの比率の合計は 100% にならない

図表 125 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（有体物の提供・供与）（複数回答）



注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100% にならない

図表 126 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（有体物の提供・供与）（複数回答）
（機関分類別）

	ライフサイ エンス分野	情報通信 分野	環境分野	ナノテクノ ロジー・材 料分野	その他分 野	回答数
国立大学法人	9 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
私立大学	4 80.0%	1 20.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	5 100.0%
国立研究機関	3 100.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
都道府県立 研究機関	1 50.0%	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
高等専門学校	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
回答数	17 85.0%	3 15.0%	4 20.0%	3 15.0%	0 0.0%	20 100.0%

注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は
100%にならない

【全機関・機関分類別】(受託研究・共同研究について)

受託研究・共同研究について契約の際手間取ったことがある場合の相手先は、「大企業(国内)」が81.6%と最も多く、次いで、「中小企業(国内)」33.6%と続いている(図表127)。

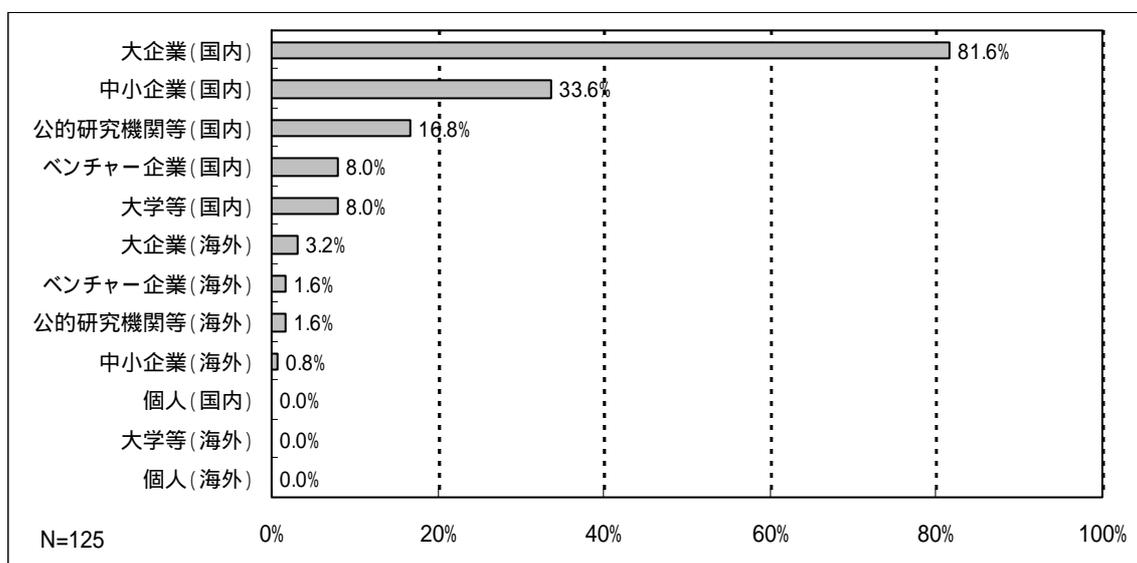
これを機関分類別にみると、大学(国立大学法人、公立大学、私立大学)と国立研究機関は「大企業(国内)」が多く、高等専門学校は「中小企業(国内)」が最も多くなっている(図表128)。

対象分野は、「ナノテクノロジー・材料分野」が43.9%と最も多くなっており(図表129)、機関分類別にみると、国立大学法人は「情報通信分野」、公立大学は「ライフサイエンス分野」、私立大学と都道府県立研究機関は「ナノテクノロジー・材料分野」、高等専門学校は「環境分野」が最も多くなっているなど、研究機関ごとの特徴がみられる(図表130)。

なお、問35において、受託研究・共同研究の契約の際に手間取ったことのある場合の問題として、「不実施補償に関する問題」とした研究機関が65.0%に上ったが、「不実施補償に関する問題」がどのような相手先、対象分野で起こっているのかをみる。

図表131に示すように、国内の大企業で「ナノテクノロジー・材料分野」と「情報通信分野」が「ライフサイエンス分野」を上回っており、「ライフサイエンス分野」に比べて「ナノテクノロジー・材料分野」や「情報通信分野」の方が、不実施補償の問題が生じ易いことが窺える。

図表 127 契約の際手間取ったことがある場合の相手先(受託研究・共同研究)(複数回答)



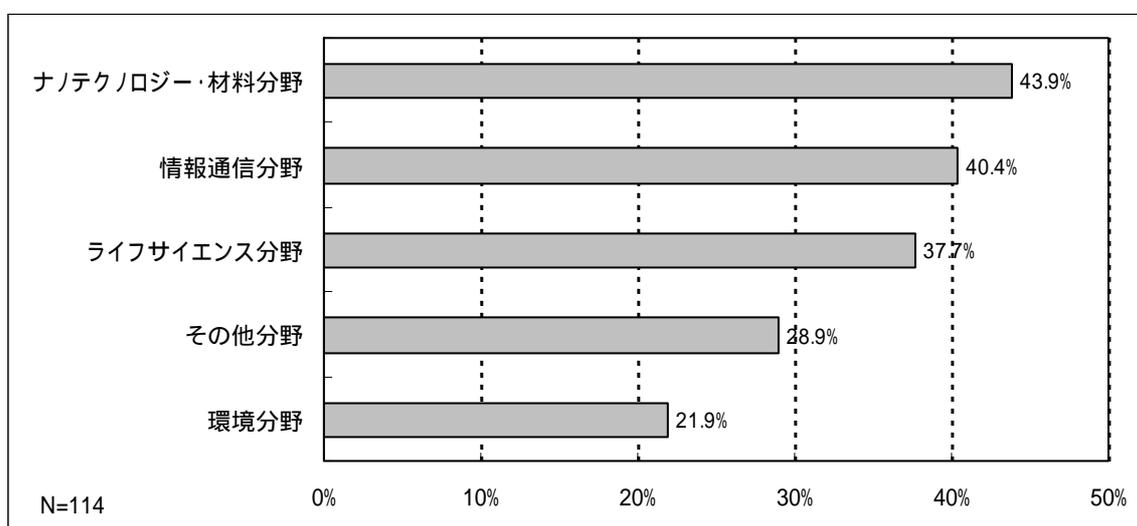
注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、比率の合計は100%にならない

図表 128 契約の際手間取ったことがある場合の相手先（受託研究・共同研究）（複数回答）
（機関分類別）

	大企業(国内)	中小企業(国内)	ベンチャー企業(国内)	公的研究機関等(国内)	大学等(国内)	個人(国内)	大企業(海外)	中小企業(海外)	ベンチャー企業(海外)	公的研究機関等(海外)	大学等(海外)	個人(海外)	回答数
国立大学法人	44 95.7%	12 26.1%	4 8.7%	8 17.4%	1 2.2%	0 0.0%	2 4.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	46 100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	11 100.0%	3 27.3%	2 18.2%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	11 100.0%
私立大学	23 85.2%	7 25.9%	3 11.1%	4 14.8%	1 3.7%	0 0.0%	2 7.4%	1 3.7%	1 3.7%	1 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	27 100.0%
国立研究機関	7 100.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 14.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
都道府県立 研究機関	13 59.1%	13 59.1%	0 0.0%	3 13.6%	7 31.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	22 100.0%
高等専門学校	4 33.3%	6 50.0%	1 8.3%	5 41.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	12 100.0%
回答数	102 81.6%	42 33.6%	10 8.0%	21 16.8%	10 8.0%	0 0.0%	4 3.2%	1 0.8%	2 1.6%	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%	125 100.0%

注) 手間取ったことのある相手先が複数ある研究機関があるため、相手先ごとの比率の合計は 100%にならない

図表 129 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（受託研究・共同研究）（複数回答）



注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 130 契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（受託研究・共同研究）（複数回答）
（機関分類別）

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
国立大学法人	17	27	10	21	16	44
	38.6%	61.4%	22.7%	47.7%	36.4%	100.0%
公立大学 (含公立大学法人)	6	2	0	2	2	10
	60.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	100.0%
私立大学	9	8	4	12	9	26
	34.6%	30.8%	15.4%	46.2%	34.6%	100.0%
国立研究機関	3	3	1	3	1	6
	50.0%	50.0%	16.7%	50.0%	16.7%	100.0%
都道府県立 研究機関	6	5	4	9	3	19
	31.6%	26.3%	21.1%	47.4%	15.8%	100.0%
高等専門学校	2	1	6	3	2	9
	22.2%	11.1%	66.7%	33.3%	22.2%	100.0%
回答数	43	46	25	50	33	114
	37.7%	40.4%	21.9%	43.9%	28.9%	100.0%

注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は100%にならない

図表 131 契約の際手間取った問題として「不実施補償に関する問題」を選択した研究機関の相手先と対象分野（受託研究・共同研究）（複数回答）

	ライフサイエンス分野	情報通信分野	環境分野	ナノテクノロジー・材料分野	その他分野	回答数
大企業(国内)	24	35	16	38	23	68
	35.3%	51.5%	23.5%	55.9%	33.8%	100.0%
中小企業(国内)	14	13	12	18	5	23
	60.9%	56.5%	52.2%	78.3%	21.7%	100.0%
ベンチャー企業(国内)	6	6	3	4	3	7
	85.7%	85.7%	42.9%	57.1%	42.9%	100.0%
公的研究機関等(国内)	8	7	8	10	4	12
	66.7%	58.3%	66.7%	83.3%	33.3%	100.0%
大学等(国内)	3	2	1	4	2	5
	60.0%	40.0%	20.0%	80.0%	40.0%	100.0%
個人(国内)	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
大企業(海外)	3	3	3	3	2	3
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%
中小企業(海外)	1	1	1	1	0	1
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%
ベンチャー企業(海外)	2	1	1	1	0	2
	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
公的研究機関等(海外)	2	1	1	1	0	2
	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100.0%
大学等(海外)	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
個人(海外)	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
回答数	27	36	17	40	23	73
	37.0%	49.3%	23.3%	54.8%	31.5%	100.0%

注) 手間取ったことのある分野が複数ある研究機関があるため、分野ごとの比率の合計は100%にならない

5 . まとめ

研究機関における知的財産活動を円滑に進めるためには、ライセンス活動、有体物（マテリアル）の取扱い、受託研究・共同研究等の各場面において、相手企業や研究機関等に対して、それぞれの研究機関のミッションに照らし合わせて、一方的に不利益にならないよう、また、トラブルが起きないように、円滑に契約を進めていくことが求められる。

こうした知的財産活動の前提となる知的財産権の取得状況では、全体の6割の研究機関が知的財産権を保有し、なかでも国立大学法人、国立研究機関、都道府県立研究機関等で、保有率が高くなっている、また、現在、出願・申請中の知的財産権がある研究機関は全体の7割を超えている。

（ライセンス活動）

2003年4月以降のライセンス活動では、4割の研究機関がライセンスアウトの経験がある一方で、ライセンスインの経験がある研究機関は、事業化を志向している研究機関が少ないこと等から、全体の僅か2%となっている。ライセンスアウトの経験のある研究機関のライセンス件数は、8割が10件以下で、主な相手先は8割が国内の中小企業、4割が国内の大企業、対象分野はライフサイエンス分野が全体の5割となっている。

こうしたライセンス活動を行う際の契約交渉担当は、ライセンスアウト・インとも、5割以上が知的財産担当部署所属の担当者が行っており、ライセンスアウトの場合は、4割がそれぞれの研究機関が用意した契約書をもとに協議し、ライセンスインの場合は、3割が定形ではなく相手との協議で作成としている。ライセンスアウトの場合は、契約の体制に加えて、契約の雛形が用意されている研究機関が多いことがわかる。

さらに、契約金の支払いや受け取りの形態については、ライセンスアウトの場合は、4割以上が一時金とランニングロイヤリティの組み合わせとしており、ライセンサー側の安定収入志向とライセンシー側の一括金志向を取り入れているものと考えられる。

（有体物の取扱い）

ルール等の整備状況では、有体物の取扱いは、理念や考え方、規程や規則とも2割の整備率であり、ルールの整備が進められていないことが明らかになった。このような状況が背景にあることから、2003年4月以降、有体物の他者への提供経験のある研究機関は全体の2割と少なく、供与を受けた経験のある研究機関も全体の15%となっている。

有体物の他者への提供件数は、20件以下が大多数を占めるなか、100件以上の経験を有する研究機関もあり、研究機関によっては積極的に取り組んでいる様子が窺える。ちなみに、研究機関分類別にみると、国立大学法人や国立研究機関は、経験数のある研究機関の比率が高くなっている。また、主な相手先は、国内の中小企業が半数以上、対象分野は、ライフサイエンス分野が多く、有体物の提供条件は、有償・無償に限らず、目的外の使用禁止や第三者への再譲渡禁止といった制約条件を課している研究機関が多くなっている。

同様に、有体物の供与を受けた件数は、提供よりも少なく、半数以上が5件以下で、主な相手先は、国内の大企業が半数以上、主な対象分野はライフサイエンス分野で8割を超えている。

また、供与を受ける条件は、無償の場合が多くなっている。

これら有体物を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約は、定型はなく相手との協議で作成が多く、協議により柔軟に対応している様子が窺える。

(受託研究・共同研究)

ルール等の整備状況では、受託研究、共同研究とも、8割の研究機関が規程や規則を整備している。これは、両研究が、研究機関にとって収入源となるとともに、研究機関の社会的な意義を高めるうえで重要な役割を果たしてきたという経緯があるためである。

こうした背景を反映して、国立大学法人を中心として8割以上の研究機関が2004年度に受託研究と共同研究を行っている。その件数は、委託研究、共同研究とも10件以下が半数を占めているが、国立研究機関のなかには、300件以上の共同研究を行っている機関もあり、積極的な取り組みが窺える。

主な相手先は、受託研究、共同研究とも、国内の中小企業が7割を超え、主な対象分野は、ともにライフサイエンス分野、環境分野、ナノテクノロジー・材料分野が5割を超えている。

さらに、研究による発明の帰属先については、委託研究では機関帰属が、共同研究では機関と相手先帰属が最も多くなっている。

なお、共同研究契約における不実施補償の契約書への盛り込みについては、一律に決めず別途協議すると不実施補償を必ず入れるがともに3割を超えているが、国立大学法人は、不実施補償を必ず入れるとしている研究機関が最も多くなっている。

(知的財産活動の円滑化)

前述のように、研究機関における知的財産活動を円滑に進めるためには、ライセンス活動、有体物(マテリアル)の取扱い、受託研究・共同研究等の各場面において、相手企業や研究機関等に対して、それぞれの研究機関のミッションに照らし合わせて、一方的に不利益にならないよう、また、トラブルが起きないように、円滑に契約を進めていくことが求められる。

円滑化の実態について、契約の際に、4割を超える研究機関が両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した等の経験を有している。それを経験した場面は、9割が受託研究・共同研究の契約の際で、その相手先は、国内の大企業が最も多くなっており、研究に対するスタンスが異なる研究機関同士の契約の難しさを反映している。

なお、利用許諾、有体物の提供・供与とも、その相手先は国内の大企業が最も多くなっている。

第3章 研究機関毎に抱えている知的財産に関する懸案事項調査

1. ルール整備に関する懸案事項

問8. 知的財産のルール等の整備に関連し、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

私立大学に比べてルール整備が進んでいる国立大学法人においても、未整備になっているルールがあること、ルールの内容等が研究者に浸透していないこと等を挙げ、私立大学は全学的なルール整備の難しさ等を、さらに、研究機関では、持ち分の算定法や特許の判断基準、管財課が主管課で手続きが煩雑で時間を要すること等を挙げている。

【機関分類別】

機関分類別に懸案事項をみると、国立大学では、未整備になっているルールがあること、ルールの内容等が研究者に浸透していないこと、専門人材が不足しているといったことが挙げられている。

私立大学では、上記の国立大学法人が挙げている事項に加えて、複数学部を含めた全学的なルール整備の難しさ、事例が少なく検討していないといったことが挙げられている。

研究機関等では、持ち分の明確な算定法の未整備、特許としての判断基準、管財課が主管課で手続きが煩雑で時間を要するといったことが挙げられている。

図表 132 ルール整備に関する懸案事項

機関名	ルール整備に関する懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	知的財産に対する関心が教職員間で均一でないため、規程やルールの内容が十分に浸透していない。	
	学生の発明に係る知的財産の帰属に関して、現在明確なルールがなく、知的財産ポリシーにそって、機関帰属として処理している状況であるので、今後この点を明確にするルール等が必要となる。また、問7の著作権やその他の特許権以外の知的財産(実用新案権等)に関して、包括的な規程は作成しているが、個々に具体的な規程を作る必要があるかどうか課題である。	
	ノウハウの帰属について、未定となっている。	*
	特許法第35条(職務発明)に関連して、大学は発明の活用による利益を得ていない時期に、特許権または特許を受ける権利を処分しなければならないケース(例えば権利放棄)がある。この場合、大学は発明者に権利を返却することが必要になると考えるが、共同研究から生じた企業等との共同発明の場合には不都合が生じてしまう。	*
	本学は、芸術実技を主体としているので、生み出される知識は主として著作権に関するものである。法律上の職務著作に該当するのはかなり限られたケースであり、大学として知財をどう取扱うかについては、苦慮しているところである。	
	知的財産のルール等を整備するにあたって、法務に関する専門的知識を有する人材が不足している。	
	・有体物等の取扱いについて未整備 ・知的財産に限らず、利益相反・責務相反の取扱いについて	
	・著作権を含む知的財産について、研究者が適正な管理をすることを義務づけているが、実態の把握は困難である。 ・研究者転籍時の知財・研究成果物の持ち込み、持ち出しについてルールを定めたととしても、管理は不可能である。	*
	学内への周知	*
	・学生に周知する機会がなかなか作れない。	
	・弁理等、知財の専門家は大学の制度や法規制を十分に理解せず発言している。民間の経営者もしく、事例を重ねながら懸命にルール整備と学内の文化を形成しつつある大学知財本部の努力を見守ることも必要である。	*
	知財担当の専任職員がいないため、知的財産のルール等の整備が遅れている。	
	単年度会計の問題	*
	小規模大学であるため、ルール等を整備する場合、法的な問題や実務上の経験が不足している等の要因により、判断に苦慮するケースがしばしばある。	
	不実施補償について、どこまで柔軟性を持たせるかが問題である。	*
	学生の発明の取扱いに関しては、細部までルール化されている訳ではなく、運用判断による部分も多い。細部までのルール化についてはその内容について種々の見解があり、意識統一が必要となっている。	
	実施補償の取扱い	
	知財管理に精通した人材の不足	
	学内に知的財産の専門家がいないので、知財のルール整備等において時間がかかるなど、支障をきたしている。	
	利益相反、責務相反のルールの作成 秘密の保持 不実施の補償	
教育用デジタルコンテンツの扱い(帰属判定や管理方法)	*	
・著作権の取扱いについての規程整備 ・成果有体物の一元管理について ・卒論・修論発表を非公開とするか否かについて ・学外者から特許を受ける権利を譲渡された分に対する補償金の支払いについて		
知的財産に関する専門的知識が必要とされる。	*	
公立大学	・産学官連携に取組む体制の整備 ・人員の強化(管理運用、意識啓発など実務スタッフの拡充) ・詳細等を行う専門家の確保(外部専門家の活用)	
	今年4月からの独法化に向けて、現在知財ポリシーを検討、策定中である。	
私立大学	教職員に規定の周知をすることが難しい。	
	知的財産のルール等の整備には、実務経験のある専門家が必要であるが、現在、その人材がいない。	
	学院全体として、知的財産について関心が低く、それを管理、活用できる人材が不足している。	
	未だ整備されていない状況のため、課題としたいところだ。	
	有体物に関する規程が定められていない。学生がなした発明等の帰属に関する規定が定められていない。	
	職務発明の概念が研究者側にも経営者側にも浸透がなされていないこと。	
	・教員それぞれの立場で、考え方が大きく違う ・教員の知財に対する関心が希薄	
	共同研究等の結果特許等にかかる問題の発生は未だない。しかし、利益配分に当たり、問題が発生するとの予想があるが実際に当面してみなければとの不安が常にある。	
	学内に専門知識を有する人材が居ない。また、学外の有識者を活用する意見に欠ける。	
	職務発明規程を2006年4月に施行予定です。知財に関してはまだ全学的に認識が薄く、守秘義務等に不安があります。	
	理工系教員の比率が低いために、知的財産ルールへの関心が全学的なものとなりにくく、全学的な協議、決定が難しい。	
	知的財産による収益の実現事例が未だ少ないことなどのため、知的財産権の実施契約のノウハウの蓄積が少ない。	
	ルール等の整備に着手すべき時期に至っているが、契機となる具体的事案がないので先送りが現状。	
	未だ職務発明制度が浸透していない。またそれに係る予算が不足している。	
共同研究取扱い規程 受託研究取扱い規程知的財産取扱い規程の制定に向けて検討しています。制定後は、大学経理規程、外部研究費受入処理規程の変更が必要となります。		
学生発明の取り扱いに関するルール作り		
・研究室等での研究成果物の取扱いや、保管について、又学生への秘密保持どのようにしたらよいか今後、検討していく		
現在、制度整備のための情報収集を行っている段階である。		
問3、4に書きましたが、まだ規程の改訂作業中ですから、懸案と云えば全てが懸案ですが、特に学生の発明、共同研究で出来たノウハウの取扱いについて、まだ明確な結論を得ていません。		

(次頁につづく)

機関名	ルール整備に関する懸案事項 (自由記入)	備考
私立大学	職務発明にはあたらない学生の発明の取扱いについて(権利の帰属、対価支払い等) 大学全体として検討されていない。	
	本学は、理工系、医歯薬系、芸術系、生物資源系、法人文科学系を擁する総合大学であり、各分野の諸事情による相違が存在し、統一的・簡潔・明確なルールを整備することが難しい。	*
	・相当の対価に関して、教員との調整が難航した。最終的には異議申立の機会を与えることにより、形式的に持分割合を規程の中に盛り込むことができた。	
	一次、発明規定案を作成して、教授会(工学部の)に提案したが、帰属問題、発明等の件数の少なさ、機関帰属の場合の費用の多大さなどの問題で、ペンディングになった。当初、知財本部の立ち上げを私を中心に考えたが、既存の産業連携推進センターで、工学部を中心に検討することになった。学内での発明等の審査、維持のための費用の問題、教職員の関心の少なさが、問題である。	
	課題に携わる研究者の出張、技術料等の内容が社会における一般的積算基準が異なること。	
研究機関等	・各県、大学等の職務発明規程がそれぞれ異なるので、参考となる基準がない	
	・各県の職務発明規程が異なる(大学含む)	
	・著作権は発明として扱われていない	
	・持分に対しての明確な算定法がない	
	・出願の際、所内の審査ルールの基準がむずかしい	
	新たなシステム開発に伴い、著作権使用料収入が現に生じている場合において、これに対する補償規定を国等において整備頂きたい。(県においてもこの取り扱いを参考にして制度化が促進される)	
	特に学生が絡んだ場合の規則の整備 あるいはルール無視の場合の対応	
	特許性、新規性、市場性に関して、判断基準がはっきりしていない。	
	知的財産の譲渡に関するルールが整備されていない。特許権等の実施許諾に係る事務手続きが古く、実施料算定基準があいまい。また、企業等との共有特許の不実施補償を想定していないなどの問題がある。	
	活用のルール化:特許の公開と活用促進の具体策	*
	知的財産を運用する上で、県の規則が現状に即していない部分があり、運用に支障がある場合がある。	
	映像資料の制作を外部に委託する際の著作権に関する契約の内容が難しい。	*
	情報が手に入らない。	
不実施補償について		
研究成果有体物の提供・受領についてのルールの規定化。		
機関帰属に対する教員からの反発		
知的財産は普通財産として取り扱うこととなっているが、地方自治法や財産条例、財産規則は、無体財産を想定していない規定なので、解釈に相違があり、ルールづくりの障壁となる場合が多い。		
弁理士への相談費用、あるいは申請費用など経費の取り扱いについて		
発明報酬(職員へ支払う割合)については、特許法の改訂により、使用者と従業員が協議を経て、合意すべきとなったが、「特定独立行政法人は、「企業等」と同じではない」と事務部門が抵抗(国家公務員には、使用者との協議は不要であり、決定事項に従うべき、という論理)したため、現在法令に沿っていないかもしれない状態にある。来年度以降は、非公務員型になるので、事務部門は抵抗する論理を失うだろうが…。		
専門スタッフの人員不足(数的な面で)		
利益相反について整備されていない。		
知的財産の主管課が、管財課(庁舎管理等)であり、各種の契約等について、手続と説明が大変煩雑であり、時間的にも問題がある。		

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関を示す。

2 . 利用許諾に関する懸案事項

問 17. 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

ライセンスアウトについては、全研究機関共通の懸案として、実施料の算定が難しいことにより結果として企業が有利な契約となってしまうことや、公設研究機関特有の問題として都道府県庁の財産管理部署が担当していることにより手続きが面倒であること等を挙げている。

ライセンスインについては、記入が少ないが、ライセンスアウト同様、実施料の算定が難しいこと等を挙げている。

【機関分類別】(ライセンスアウト)

ライセンスアウト時の懸案事項としては、国立大学法人では、実施料の算定の難しさや金銭面での折衝の難しさ、それにより企業主体の契約となってしまうこと等を挙げている。

私立大学では、国立大学法人と同様の問題の他、企業からロイヤルティ金額の報告があっても確認するすべがない等を挙げている。

研究機関等では、国立大学法人と同様の問題の他、不実施補償に対する相手側の同意、毎回1企業への実施許諾の可否について主管課と議論等を挙げている。

【全機関】(ライセンスイン)

ライセンスイン時の懸案事項としては、ライセンスアウトに比べて記入が少なく、ライセンスアウト同様に、実施料の算定の難しさ、県庁担当部署が担当していることにより円滑な契約事務ができない等を挙げている。

図表 133 ライセンスアウト・インの懸案事項

機関名	ライセンスアウトの懸案事項 (自由記入)	ライセンスインの懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	持っていない	第三者の知的財産権に対する保証	
	一時金およびランニングロイヤルの算出根拠が難しい。		
	特許権の市場での価値、相手側(ライセンサー)の実施能力(事業規模や販売能力)の調査が不十分であり、相手側の言い分をうのみにせざるを得ない場合があり、その対応策が懸案事項と言える。		
	実施料率の算定 売上げ高の調査	実施料率の算定	
	知的財産権の評価		*
	実施例が乏しいため相場となる基準がわからない		*
	実施料の算定基準として、発明協会発行の「実施料率」を参考にしているが、権利譲渡の対価については基準がなく、算定に苦慮している。		*
	ランニングロイヤリティのベースとなる製品の販売高を大学が把握することは不可能であり、確定も難しいことが多いため、相手から提示される数字を信用して受け入れざるを得ない。		*
	実際に実施したか否かは、契約先からの連絡による。		
	大学が求める不実施補償の交渉		*
	実施料率の設定 不実施補償に関する理解		*
	収入を大学予算のどの費目に入れるべきか、少額の場合とはちかく高額な場合、年度毎の使い切りは難しく年度を越えて運用するための手段が明らかではない。	適切な値段・評価	*
	・一時金とランニングロイヤリティなど金額設定が難しい。 ・大学の知的財産に関する専任部署がなく知財管理体制の構築が必要		
	・ライセンス先を見つけることが難しい。(一般に大学の発明は単発的であるため、一特許の技術で企業化できるケースは希である。製品技術全体をカバーするものでないことにもよる。) ・ロイヤリティーの決め方が問題となる。ロイヤリティーを決めるための理論的算定方式がないため。	・大学は発明を実施することがないため、ライセンスインの問題は実際起こらない。	*
	単年度会計の問題		*
	研究者が複数企業と契約している場合の調整	必要以上に不利にならないように交渉することを心がける(現在知財本部で扱った事例は無い)	*
	・ライセンス抜弁のわかりやすい目安が欲しい。 ・パトロール制の実例集が知りたい。		*
	(1)金銭面の折衝 権利化、維持のための費用負担 実施料の適正 (2)現状、契約は企業主体とならざるを得ない		
	大学は実施機関ではないため、知的創造サイクルによる何らかの補償のひとつとして、実施料を考えているが、営利追求の機関でもないため、その算定について、妥当な条件とはどのようなものか? その策定に苦慮している。	原則としてライセンスインは想定していない。	
	公開前あるいは登録前の段階における特許等の利用許諾に関わる問題。このような段階では、実施許諾とノウハウ提供の複合型契約を想定しているが、当該特許が登録に至らなかった場合の前払い金の取扱をどうするか等	特になし(当面はライセンスインを想定していない)	
教育機関であるためライセンス対価の算出が困難であり、そのことが交渉時のハンディとなる。			
知的財産権に関する専門家がいない	知的財産権に関する専門家がいない		
ルールの作成が最重要	ルールの作成が最重要		
・ロイヤリティの決定基準がなく、ケースバイケースで判断しており、ベースとなるものを作成する必要がある。 ・成果有体物の有償提供においてベースとなるものが必要である。			
まだ実施例が1件で、これも共同出願先のTLOが行った例である。今後、大学が独自で行う例が発生すると予想されるが、試行錯誤で行かざるを得ない。			
実施料設定が正当な値に設定できるか? 売上又は利益率のどちらで決定するかが、問題。		*	

(次頁につづく)

機関名	ライセンスアウトの懸案事項 (自由記入)	ライセンスインの懸案事項 (自由記入)	備考
公立大学	ライセンス業務を委託しているが、実績があがらない。優れた委託先の情報がほしい。 設置者である北海道の基準に準じて、実施許諾要領を定めているため、柔軟なライセンス契約が結びづらい。	実績がないので回答なし 設置者である北海道の基準に準じて、実施許諾要領を定めているため、柔軟なライセンス契約が結びづらい。	
私立大学	大学では、使用実績をたしかめるべきでない。 ライセンスアウトよりも先に、それに関するルール、規程を整備しなければならない。 その業界におけるロイヤリティの基準が不明確	ライセンスインよりも先に、それに関するルール、規程を整備しなければならない。	
	利益の確認法 あらゆる面で専門家がいない 今後、検討を行うことにしている。	今後、検討を行うことにしている。	
	許諾先(通常は企業)での改良発明の出願や実施が把握できないこと 教育機関は不実施機関という観点から、実施料の配分に関して、こちらの主張が理解してもらえない。 知的財産権の実施の実態が、被許諾社の申告のみによっている。		
	不実施補償料の問題 共願の場合の持分割合のルール化 個別のケースで各々協議の上契約を行っている		*
	実績がないので金額の妥当性を把握しづらいこと。 企業からロイヤリティ金額の報告を受領しても、確認するべきでない。		*
	現在は個人帰属であり、研究者個人に任されている。 査定基準がないので困る	査定基準がないので困る	
	・特許の共同出願企業へ利用許諾する場合、不実施補償について理解を得ることが難しい場合がある。 製法特許、装置特許どちらも取得しているが、装置メーカーにライセンスアウトした場合、その装置を購入した会社の製品においてもランニングロイヤリティを請求したいが難しい。 共有特許の場合、第3者への利用を図る際には相手側の同意が必要となる。 共同出願者に対する不実施補償及びロイヤリティの形態		
	知的財産担当部署(県庁)が他業務を兼務しており、知財委員の実務能力や実務経験がほとんどないため、円滑な契約事務が実施できていない。 第三者への実施の許諾について	知的財産担当部署(県庁)が他業務を兼務しており、知財委員の実務能力や実務経験がほとんどないため、円滑な契約事務が実施できていない。	
	知財の管理部門に知財運用のノウハウが不足している。 特許のロイヤリティを決めるに当たり、価値・市場性等の評価ができる目ききがない。	公設試験研究機関であり、機関として実施者となることを想定していないため、明確な取り決めを行っていなかった。このため、例外的にライセンスインの必要が生じた場合に対応できない。	
	実施料率の算定方法については国有特許の算定方法に準拠して行っているが、公平性を維持できるか疑問がある。実施料算出において「実施料率」の算出のための調整幅が大きく、また根拠が明確になっていない。京都府で適用される実施料率算出においては、府有特許権及び特許を受ける権利に係る実施料算出方法の運用指針は国の算出方法「国有特許権実施契約書」の「実施料算出方法」(昭和25年2月27日付け特総第58号特許庁長官通牒)に準拠しているが、明確な根拠が記載されておらず、実施企業との意見が対立することがある。 民間企業との共有特許を、第3者に実施させる場合、共有民間企業と不実施補償の契約を希望する時は、第3者との契約を放棄するように、共有民間企業から要求される。 実施料の形態の多様化(不実施補償の問題を含む) 今後の課題であると認識 共同出願の実施契約に係る自己実施の際のロイヤリティの取扱い		
契約交渉及び事務作業が負担となっている 公的機関として、1企業に実施許諾していいのかという議論を毎回、知財の主管課とする必要がある。	ライセンスインの対象が、依頼試験(有料で実施)に係るものとなった場合、その料金体系を見直す必要が出てくる。 契約交渉及び事務作業が負担となっている		
	事例がないので不明		

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関を示す。

3. 有体物の取扱いに関する懸案事項

問 25. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合、または他者から供与される場合の契約等において、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

提供の契約、供与の契約とも、有償の場合の対価の決め方、ルールが整備されていないこと等が挙げられ、外国企業への提供の契約等の場合は、相手機関からの細かい注文により契約内容の調整に時間を要する、M T Aの作成が必要等が挙げられている。

【全機関】(提供の契約等について)

提供の契約等については、有償の場合の対価の決め方、ルールの未整備等が多く挙げられている。また、特に海外の研究機関に関しては、相手研究機関からの細かい注文により契約内容の調整に時間を要する、M T A⁽³⁾の作成が必要等が挙げられている。

【全機関】(供与の契約等について)

供与の契約等については、提供の契約等に比べて記入が少ないが、供与の契約等と同様に有償の場合の対価の決め方、ルールの未整備等が挙げられている。

図表 134 有体物の提供・供与時の契約等における懸案事項

機関名	提供の契約等における懸案事項 (自由記入)	供与の契約等における懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	利益相反	秘密保持	
	提供の実態について把握が難しい。	供与の実態についての把握が難しい。	
	契約違反により第三者に移転された場合に、効果的な対応手段がない。	企業は有体物利用の研究成果を無償で譲渡するように要求して来る場合があるが、この条件では受け入れがたい。	*
	他社がその有体物でケガ等をした時の道義的責任	供与した有体物から派生した発明の取扱	
	有体物の譲渡価格算定について、ノウハウ部分の評価が難しい。		*
		学生の守秘義務に関する事	*
	有償の場合の料金設定		*
	現在、規程がないため、今後システムを作りたい。		
	・有償提供の場合の対価の決め方。 ・供与品の利用のされ方。(最終処分の方法、サンプルに起因する損害等責任の取扱い等) ・供与品を用いた研究の成果物の取扱い(報告義務、知的財産の取扱い)	・供与する場合も、提供をされる場合も基本的に同様の問題が生じる。	*
	ライセンス収入の学内での配分のあり方		*
・学内における有体物登録制(システム)検討中		*	
・品質の保証はしない(PL法の対象としない) ・分析や解析はしない ・使用目的を限定する ・外国企業の場合、係争を想定した場合の裁判地は日本を指定することとする。		*	
有体物の価値判断の困難性。特に、有償供与する場合の、対価額の決定過程において、その基準が見当たらない。	有体物の価値判断の困難性。		

(次頁につづく)

⁽³⁾ Material Transfer Agreement の略。微生物株、マウス、遺伝子サンプル、細胞などの自己増殖するものや入手困難な素材の提供を行う際に結ぶ契約のことを指す。貴重なサンプルが流出することを防ぐために締結される。主に、譲渡・販売の禁止、素材を利用して生み出した知的財産の扱いなどを契約条項に盛り込む。

機関名	提供の契約等における懸案事項 (自由記入)	供与の契約等における懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	企業へ提供する場合は有償とするが、使用料(対価)の決め方が懸案である。		*
	・提供後に発明が出た場合の取扱について、その研究成果に貢献したと判断されるか否かについての相手先との協議が難航する。 ・有償提供時に金額のベースになるものがない。	・提供後に発明が出た場合の取扱について、その研究成果に貢献したと判断されるか否かについての相手先との協議が難航する。 ・有償提供時に金額のベースになるものがない。	
	海外相手のMTAの作成が必要		*
	最近発生した米国の契約書があるが、日本語での通常の定型のものが欲しい。		
公立大学	有体物の供与を受ける場合に、公知の有無等、どの範囲までの有体物を対象とするかが課題である。		
私立大学	有体物(マテリアル)は教職員個人が原則として管理を行っており機関管理を行っていないため、相談を受けたもののみ対応している。把握していないトラブルが多いのではないかと懸念している。	有体物(マテリアル)は教職員個人が原則として管理を行っており機関管理を行っていないため、相談を受けたもののみ対応している。把握していないトラブルが多いのではないかと懸念している。	
	現在、規程を整備中であり、平成18年4月から組織的な管理がスタートする見込みである。	外国語の契約書の場合は、事務的なチェックを行っていない。	
	有体物(マテリアル)を他者に提供する前に、学内の取り扱いルール、規程等を整備しなければならない。	有体物(マテリアル)を他者から供与される前に、学内の取り扱いルール、規程等を整備しなければならない。	
		研究者に管理を一任しており心配である	
	派生した知財の取扱につき十分な検討と注意が必要	派生した知財の取扱につき十分な検討と注意が必要	*
	大企業の場合、長年の慣行から、契約無く当然のように有体物を請求してくる場合がある。外国から供与される場合、使用条件等が厳格で、研究者が自由に利用できない場合が多い。研究者に任されている。		*
研究機関等	契約違反に対する証明と罰則		
	当該事例に対応するための規則等が未整備である。	当該事例に対応するための規則等が未整備である。	
	提供する側であるにもかかわらず、先方が条件を変えて欲しいとリクエストしてくる場合がある(特に米国)。拒否することも可能だが研究者同士の関係もあり、定型のフォームを変えざるを得ない場合もある。		*
	外国に有体物を提供する場合の契約において、相手側から細かい注文がつかうことが多く、契約内容の調整に時間がかかり困っている。		*
	件数が多いため、内容に応じた提供権限の分担の問題。 対価の算定	件数が多いため、内容に応じた受領権限の分担の問題。	

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関を示す。

4 . 受託研究・共同研究に関する懸案事項

問 33. 貴機関では、受託研究をする場合や共同研究をする場合、知的財産に関し、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

受託研究の場合については、いずれの研究機関とも、委託元企業との関係で、特許の共有の要請や共同出願時の不実施交渉の難しさが挙げられている他、国立大学法人では、国からの委託研究の場合の補助金ごとの知財の取扱いがことなること等が挙げられている。

共同研究の場合については、受託研究の場合と同様に、いずれの研究機関とも、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさが挙げられており、研究機関が有利に契約交渉を進めることが難しいことを示唆している。

【機関分類別】(受託研究の場合)

受託研究の場合の懸案事項については、国立大学法人では、委託元企業からの特許の共有の要請、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさ、国からの受託研究の場合の補助金ごとに知財の取扱いが異なること等が挙げられている。

公立大学では、国立大学法人と同様に、委託元企業からの特許の共有の要請等が挙げられている。

私立大学では、知財の取扱いは協議事項とせざるを得ないこと、不実施補償の問題、学生が参加する場合の秘密保持の難しさ等が挙げられている。

研究機関等では、受託側に特許が帰属することに対する企業の抵抗感等が挙げられている。

【機関分類別】(共同研究の場合)

共同研究の場合の懸案事項については、国立大学法人では、受託研究の場合と同様に、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさが多く挙げられている他、特許料の負担割合、特許法第73条2項⁴による実施料の支払い交渉が難しい等が挙げられている。

公立大学では、国立大学法人と同様に、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさ等が挙げられている。

私立大学も、国立大学法人と同様に、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさが挙げられている他、学生が参加する場合の秘密保持の難しさ等が挙げられている。

研究機関等も、国立大学法人と同様に、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさが挙げられている他、出願・維持費用の負担の問題等が挙げられている。

⁴ 共有に係る特許権について定めた条項で、「特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。」としている。

図表 135 受託研究・共同研究の知財に関する懸案事項

機関名	受託研究の場合の懸案事項 (自由記入)	共同研究の場合の懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	受託研究は、本来受ける側である大学の帰属となるが、委託元の帰属するように希望等がある場合	不実施補償について、相手方と意見が異なった場合の取り扱いについて。	*
		不実施補償等に関して企業等とで懸案事項になっている。	
		不実施補償について企業側に理解されないケースがあり、契約書の協議に時間がかかり契約締結が遅くなる場合がある。	
	受託研究でも相手先の企業情報を受けて発明等をなした場合は、共同発明とし、特許共同出願することになるが、不実施補償で交渉が難航することがある。	不実施補償で交渉が難航することがある。	*
		企業との共同研究の成果として生じた発明(特許)の権利を、企業から100%譲渡希望等が時折あるが、その対応等をどうするか本学では事例がないので、今後の課題である。	
		契約締結に当たって、知的財産の取扱いについて、企業側(特に大手)との意見が折り合わないケースがある。本学では現在知的財産に関する法務関係の専門的知識を有する人材が不足しているため対応に苦慮している。	
	特許出願等の費用負担について 相手先が無償独占使用を要求してくる。	相手先が無償独占使用を要求してくる。	
		共有発明について、共有企業が通常実施を希望する場合、特許法第73条第2項により、実施料の支払いについて、交渉が難航する。	*
	受託研究にもかかわらず、共同出願を希望されることがある。	・研究費を企業が出しているのに、発明の内容にかかわらず(発明の貢献度がなくても)企業との共同出願を要求されること ・企業の関係者を共同発明者に入れることを要求されること ・発明の貢献度の算定が難しい	*
	交渉担当者、契約担当者の人材育成	交渉担当者、契約担当者の人材育成	
		不実施補償の問題など、企業との考え方のズレが生じている。	*
		相手方との研究の進捗状況を把握・管理が組織的にできていない。発明が生じた際の相手方との持分を交渉する際に、研究ノートなど研究の状況を管理し、把握できていれば、相手方からいくら研究経費を入れてもらっていても純粋に発明の寄与度から正当な持分を主張し、交渉的にも有利になる。	*
	委託企業が製品の製造を第三者(製造メーカー等)に委託実施する場合、持分共有に係る特許の実施料の支払いを受けることができない案件があった。また、実施状況の情報も得られない。	できるだけ不実施補償を求めているため、契約交渉に時間を要する。	
	公的な資金による受託研究においてパイドール法適用の制限を設定される場合が多く、研究期間終了後も20年以上も報告の義務が生じる場合があり、この場合に全ての報告義務に対応できるかどうか懸念される。	民間企業との共同研究の場合不実施補償に関する条件が一番の懸案事項である。業としての実施の出来ない大学にとって研究成果に対する利益を獲得するには不実施補償は不可欠と考えており、仮に利益が確保できない案件が増えてくるとその維持費のみが発生し続けることになってしまい産学連携の意義そのものの論議にも発展しかねない。その他、学生に対する取扱いや秘密保持に関する取扱いなどいろいろとあるが簡単に解決できる問題ではなくケースによって粘り強い契約交渉と学内における啓蒙活動が重要と考える。	*
		不実施補償に関する理解 特許料の負担割合について	*
	本学は国からの受託研究(競争型研究費)が多い。知財の取り扱いが補助金ごとにかなり異なるため面倒である。	・特に民間があきらかに特許性が著しく低いものも、防衛的に出願だけはする、といった場合の対応。 ・不実施補償の料金設定 ・民間に占有権を与える期間、製品化までの期間の設定。	*
	・委託元との共同出願の場合、権利持分割合(比率)、特許出願費用負担、不実施補償に関すること		
・国等からの受託研究の場合、知的財産等について報告の義務が付されることがあるが、教員から申し出がない場合、報告すべき情報が漏れてしまう恐れがある。 ・受託研究の成果たる知的財産権の帰属が問題になる。 ・公的資金に基づく委託の場合、受託者が特許等を申請しないと、受託者の費用負担による、委託者名義の出願を義務づけられることがあり、理不尽である。	・特許等申請費用や、不実施補償の問題で相手側と意見の相違が生じることが多い。 ・成果の発表についての制約が多い。(守秘義務期間を長く要求される等) ・成果の開示範囲。(契約当事者の子会社や親会社への開示を認めるよう要求される等)	*	
権利の帰属の問題:大学に全ての知的財産権が帰属するので、企業が敬遠する傾向がある。	不実施補償の問題:大学と企業の考え方が違う。話し合いの場を持ち大学のスタンスを説明すれば、殆どの企業は理解してくれるが、そのために契約に時間がかかる。企業が知財協会を通じてポリシーを出しているように、大学(国大、私大含めて)もポリシーを出す話し合いの場を提供してほしい。	*	
	国立大学法人と民間企業が、知的財産を共有する場合、その知的財産創出のきっかけは、企業から支払われる研究者であるが、大学として契約した以上、そして大学が国家から運営寄付金を支弁されており、その恵みは国家の発展にならなければならない。その企業が実施し一つでも多くの産業が生まれる事に貢献する事が大学が知財を保有する理由である。	*	

(次頁につづく)

機関名	受託研究の場合の懸案事項 (自由記入)	共同研究の場合の懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学	・守秘義務関連 例)企業 一切ダメ 大学 学会発表等	・学生の守秘義務について	
		不実施補償や特許等の出願・管理等に要する経費負担の条件の交渉に困難を極めるケースが多々ある。	
		企業からの共同研究の場合、知的財産の条文について、要望が出るが多くなり、協議に時間がかかる場合が多くなった。	
		共同出願の相手先企業が防衛特許として保持し、第三者の活用を阻害するようなことが起こらないようどのように対処していくかが難しい課題である。	
	不実施補償の取り扱い等	不実施補償の取り扱い等	*
	特許法第73条第2項の適用を企業から強要されると、大学では実施料収入が無い場合職務発明の対価が支払えなくなる。	特許法第73条第2項の適用を企業から強要されると、大学では実施料収入が無い場合職務発明の対価が支払えなくなる。	*
	知的財産権の取扱いについては、原則本学に帰属するものとされてきた。しかし、法人化後においては、委託側の研究費の負担、研究資材(成果物)の提供を理由とし、持分を主張される場合があり、柔軟な対応が望まれる。	企業との共同出願において企業に全費用負担を依頼しても断られるケースが多い。	
	優先実施権の取扱い	優先実施権の取扱い	*
受託研究、共同研究の契約事務は、各部署で行っており、契約書の内容上、知的財産に係る事項について、必要に応じ相談に乗っている。	受託研究、共同研究の契約事務は、各部署で行っており、契約書の内容上、知的財産に係る事項について、必要に応じ相談に乗っている。		
公立大学	知的財産の取扱は、相手先企業からの申し入れにより、内容を協議し、合意事項を契約書に盛り込む。ひな型を作成し、相手方に提供することで契約事務の円滑化を図りたい。	契約書ひな型が、詳細にわたり相手方企業との協議に時間がかかる。見直しを行って、契約事務の円滑化を図りたい。	
		本学においては相手企業との共有の知的財産について、相手企業が実施する場合実施料を納めて頂くことをお願いしているが、契約時からその点において意見が合わないことがある。	
	これまでのところ特になし	中小企業において、知的財産の共有帰属について理解が得られないケースがあった。	
	受託研究の結果生じた発明の特許に係る権利は、県の単独所有とすることが、原則であるが、相手先から共有を要望されることが多い。	不実施補償を了承してもらえない場合がある。	
	研究費を提供してくれる相手に対して、発明・帰属を専ら大学にするというルールで本当に発明の活用が図れるのか疑問な点がある。	共済をできるだけ企業単独にして、実施の促進を図る必要があると感ずる。できるだけ早期に企業への譲渡を有償で進めるべきと考える。	
現行では個人帰属になる場合がほとんどであるが、その後の行方については把握していないので、今後は調査する必要がある。	現行では個人帰属になる場合がほとんどであるが、その後の行方については把握していないので、今後は調査する必要がある。		
学生の知的財産に関する取り扱い			
私立大学	平成17年度から契約書の内容を見直し、発明の帰属を相手方帰属から機関と相手方との共有に変更した。		
	受託研究契約の場合、現状ではそれから発生する知的財産の所有権が全て委託元にあること。		
	実務経験のある契約に関する専門家が不在である。		
	本学と本学研究者間での知的財産権の帰属について、詰めておく必要がある。	本学と本学研究者間での知的財産権の帰属について、詰めておく必要がある。	
	委託者により、知的財産の取扱いの考え方に差があり、一様な対応が困難。研究者の研究実施の意向を重要視するため、知的財産の取扱いは協議事項とせざるを得ない。	相手元により、知的財産の取扱いの考え方に差があり、一様な対応が困難。研究者の研究実施の意向を重要視するため、知的財産の取扱いは協議事項とせざるを得ない。	
	委託元の単独所有や委託元との共有を、内容に関係なく要求される	共有の場合での不実施補償が得られない	
	本学では、知的財産権取扱規程の制定に向けて、事務局として大学評議会に提案中である。その他、受託研究取扱規程、受託研究申込書、受託研究計画書、受託研究契約書などについても併せて提案しているところであるが、全学的な合意が得られていない。	受託研究の場合と同様、共同研究取扱規程、共同研究申込書、共同研究契約書、共同出願契約書、権利譲渡書、発明等決定通知書などについて事務局から提案し、大学評議会において検討中である。	
	事前に受託研究契約の中で、知財の帰属先を決めているか		
	関係諸規程の整備が必要	関係諸規程の整備が必要	
	不実施補償の問題	不実施補償の問題	
		不実施補償に対する考え方は、特に一部の企業では否定する場合がある。つまり、特許法上不実施補償という概念がない。	
	学生が参加する機会が多いが、ノウハウの秘密保持を確実にする事は困難と思われる。	学生が参加する機会が多いが、ノウハウの秘密保持を確実にする事は困難と思われる。	
	知財条項の確認	知財条項の確認	*
	学内における共同研究については、「共同研究規程」を制定。なお、WEBでは学内専用ページでのみ閲覧可能。		
・不実施補償の取扱い ・学生の秘密保持に関する事	・不実施補償の取扱い ・学生の秘密保持に関する事	*	
個々のケースに任せているが、企業等の主張が強い感があり、大学としての考え方を定める必要がある。しかし、教職員の認識が乏しい。			
知財の管理規程がないこと			

(次頁につづく)

機関名	受託研究の場合の懸案事項 (自由記入)	共同研究の場合の懸案事項 (自由記入)	備考	
研究機関等		・特許関連予算が少ないため、共同出願の場合には、相手先に 出願・維持費用を負担してもらっているが、相手先の理解を得る ことが難しい場合がある。 ・また、特許関連予算が若干増えても、高額な費用を要する国際 出願の費用負担は困難。 ・相手先が不実施補償そのものを受け、共同研究が成約しない 場合がある。		
		・不実施補償を了承されない企業がよくある ・持分に対して明確な算定基準がない 権利の割合、公表時期(共同研究成果)		
		今後、当方が主体的に県内企業から受託を受けることを計画し ていますが、全て当方の権利とするか、全て委託側の権利とす るか、共同の権利とするか検討する必要があります。		
		成果の帰属については、後に特許等に繋がる場合があるので、 出願時にトラブルが生じないよう、実質的な発明における貢献度 等に応じた持分の在り方を決めておくことが望ましい。	成果の帰属については、後に特許等に繋がる場合があるので、 出願時にトラブルが生じないよう、実質的な発明における貢献度 等に応じた持分の在り方を決めておくことが望ましい。	
		受託研究実施要綱上、知的財産は原則、県に帰属するとなっ ている。この原則は委託元企業の立場からは受け入れ難いもので、 契約時に調整、協議が必要となる場合が多い。	共有知的財産を共有の相手方が自ら実施した場合の不実施補 償に関する考え方が、県と企業とで一致しない可能性がある。 る。	
			不実施についての攻防が行われる	*
		知財管理部門に「産学活力再生特別措置法」に関する認識が薄 い。また県の規則が「産学活力再生特別措置法」に対応してい ない。		
		研究成果の帰属が全て受託先研究機関であることに対する受託 先の抵抗感の問題 ・出願、権利保全、経費の確保 ・不実施補償の確保	研究成果の帰属やその実施形態、実施料の支払形態が相手先 によって多様化してきていること。 ・出願、権利保全、経費の確保 ・不実施補償の確保	
			知的財産が生じた際の取扱いについて、どの程度まで具体的に 契約しておけばよいのか？ (ex.共有特許における実施の際の条件など)	
			発明等を行った場合の特許に関する経費の確保について ・研究の成果として作成された「論文」の取り扱いについて明確 にする必要がある。(通常、投稿論文の著作権は学会に帰属す ると定めている。)	
		知的財産が発生した場合、原則自治体帰属としているため、相 手方と契約そのものが成り立たないことが生じる。		
			共有知的財産に関し、共有相手方に対して、不実施補償の条項 が、なかなかご理解いただけない場合があります。	
		例外なく機関帰属になる		

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に
選定された研究機関を示す。

5 . まとめ

第1章でみたように、研究機関は各種ルールを整備しつつあるものの、その整備状況は、機関の種類や知財の取扱いの項目によって大きく異なっている。これは、知的財産活動の実績とも関係しているものとみられるが、今後、知的財産活動は一層活発化していくものとみられ、ルール等が整備されている研究機関においては、必要に応じて見直しを図り、整備されていない研究機関においては、早急に整理していくことが求められる。

研究機関においては、ルール整備を行いつつ、ライセンス活動、有体物の取扱い、受託研究・共同研究等を行っている実態は、前章までに示したが、こうした活動に対して研究機関自身も以下のような懸案事項を抱えている。

(ルール整備に関する懸案事項)

アンケート調査では、それぞれの懸案事項を自由回答で把握した結果、ルール整備の面では、私立大学に比べてルール整備が進んでいる国立大学法人においても、未整備になっているルールがあること、ルールの内容等が研究者に浸透していないこと等を挙げ、私立大学は全学的なルール整備の難しさ等を、さらに、研究機関では、持ち分の算定法や特許の判断基準、管財課が主管課で手続きが煩雑で時間を要すること等を挙げている。

(利用許諾に関する懸案事項)

利用許諾の面では、ライセンスアウトについては、全研究機関共通の懸案として、実施料の算定が難しいことにより結果として企業が有利な契約となってしまうことや、公設研究機関特有の問題として都道府県庁の財産管理部署が担当していることにより手続きが面倒であること等を挙げている。ライセンスインについては、記入が少ないが、ライセンスアウト同様、実施料の算定が難しいこと等を挙げている。

(有体物の取扱いに関する懸案事項)

有体物の取扱いの面では、提供の契約、供与の契約とも、有償の場合の対価の決め方、ルールが整備されていないこと等が挙げられ、外国企業への提供の契約等の場合は、相手機関からの細かい注文により契約内容の調整に時間を要する、MTAの作成が必要等が挙げられている。

(受託研究・共同研究に関する懸案事項)

受託研究、共同研究の面では、受託研究の場合については、いずれの研究機関とも、委託元企業との関係で、特許の共有の要請や共同出願時の不実施交渉の難しさが挙げられている他、国立大学法人では、国からの委託研究の場合の補助金ごとの知財の取扱いがことなること等が挙げられている。

共同研究の場合については、受託研究の場合と同様に、いずれの研究機関とも、共同出願時の不実施補償での交渉の難しさが挙げられており、研究機関が有利に契約交渉を進めることが難しいことを示唆している。

第4章 知的財産に関する紛争と対応に関する実態調査

1. 特許法第69条第1項への対応

問 37. 特許法第 69 条第 1 項に関連し、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する場合がありますか。

半数以上が知っており、認知度は、国立大学法人、国立研究機関、私立大学の順

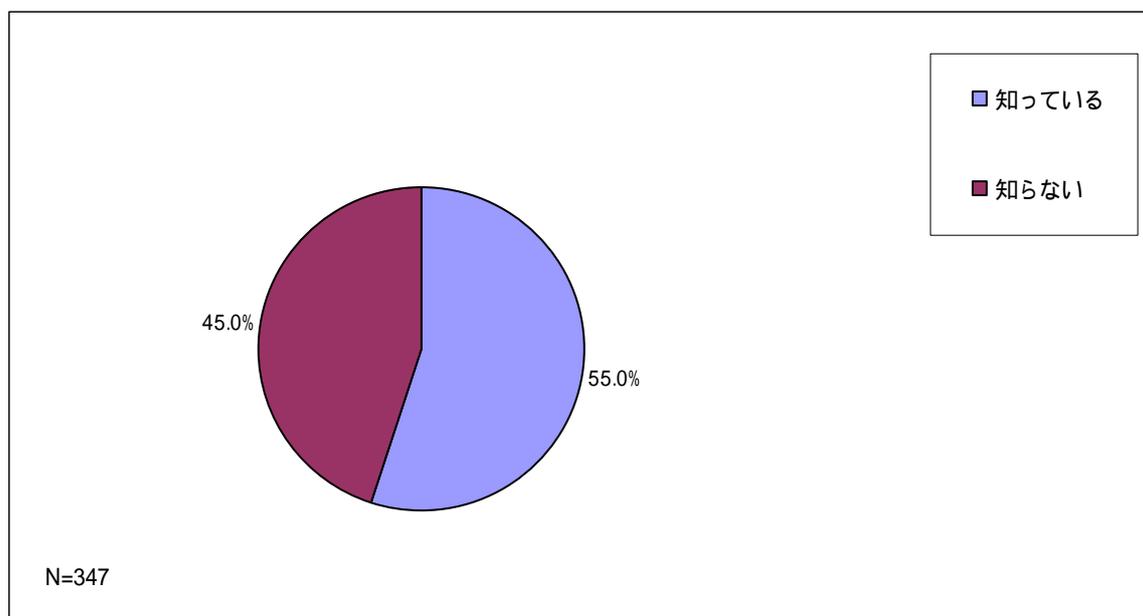
【全機関】

特許法第 69 条第 1 項⁵に関連して、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する場合がありますことに対する認知状況は、「知っている」が 55.0%、「知らない」が 45.0%となっている（図表 136）。

【機関分類別】

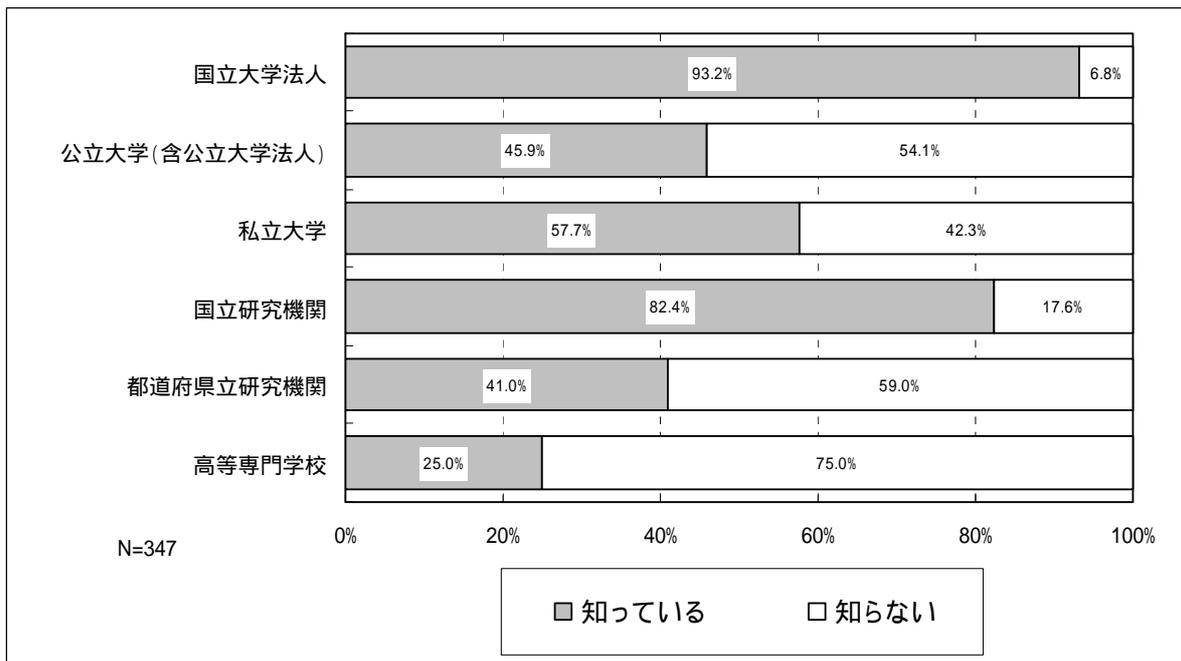
機関分類別にみると、「知っている」割合が最も高いのが、国立大学法人で 93.2%、次いで、国立研究機関が 82.4%、私立大学が 57.7%と続いている。一方、「知っている」割合が最も低いのが、高等専門学校で 25.0%となっている（図表 137）。

図表 136 大学等の研究でも他人の特許権等に抵触する場合がありますことへの認知状況



⁵ 特許権の効力が及ばない範囲を定めた条項で、「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」としている

図表 137 大学等の研究でも他人の特許権等に抵触する可能性があることの認知状況(機関分類別)



問 38 . 問 37 で「知っている」とお答えになられた方にお伺いします。特許法第 69 条第 1 項に関連し、貴機関において何か対応を講じたことがありますか。(複数回答可)

「特に対応せず」が 6 割を超え、次いで「研究者に第 69 条の解釈を周知」が 16%。

「特に対応せず」は、公立大学、都道府県立研究機関、私立大学、高等専門学校の順。

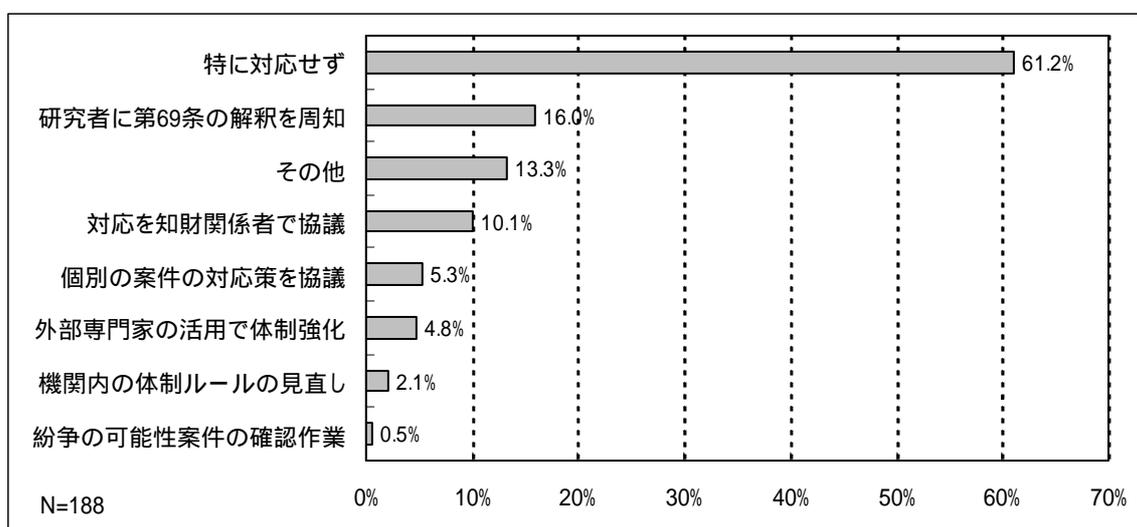
【全機関】

特許法第 69 条第 1 項に関連し、対策を講じた経験の内容については、「特に対応せず」が 61.2%と最も多く、次いで、「研究者に第 69 条の解釈を周知」が 16.0%、「その他」(検討中、事例なし、パンフレットや新聞記事の配付等)が 13.3%、「対応を知財関係者で協議」が 10.1%と続いている(図表 138)。

【機関分類別】

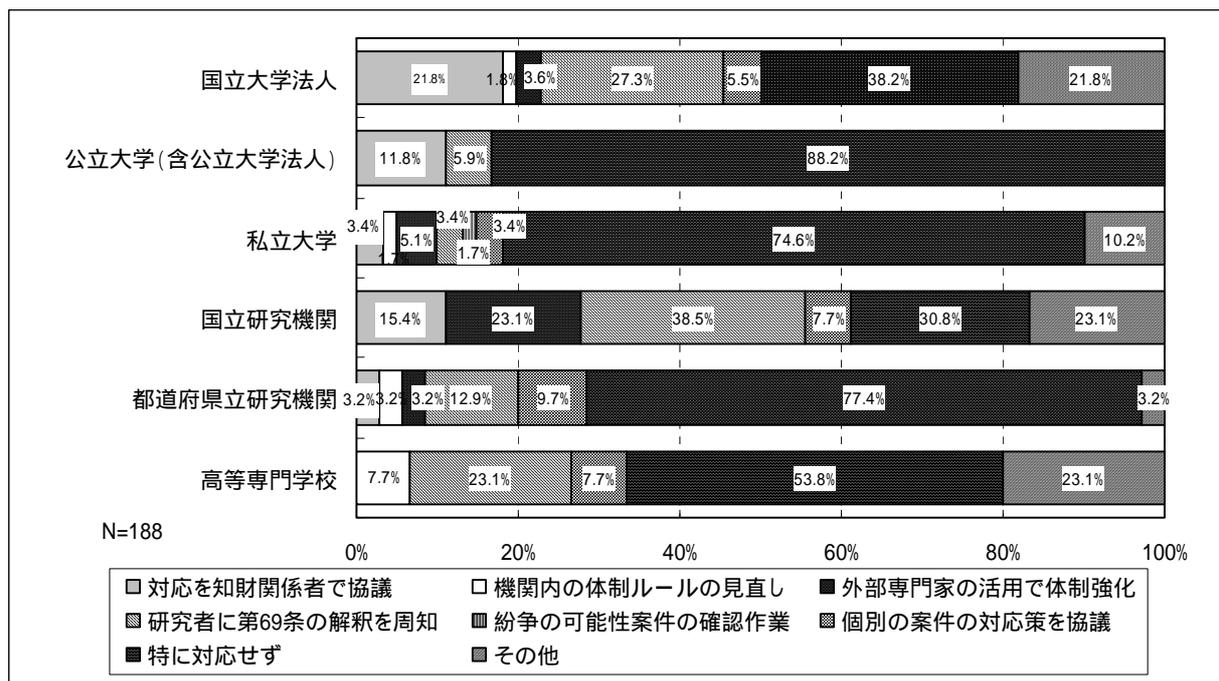
機関分類別にみると、「特に対応せず」の割合が最も多いのが、公立大学で 88.2%、次いで、都道府県立研究機関が 77.4%、私立大学が 74.6%、高等専門学校が 53.8%と続いている。また、「研究者に第 69 条の解釈を周知」の割合が最も多いのが、国立研究機関で 38.5%、次いで、国立大学法人が 27.3%と続いている(図表 139)。

図表 138 特許法第 69 条第 1 項に関連し、対策を講じた経験の内容(複数回答)



注) 講じた対策が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 139 特許法第 69 条第 1 項に関連し、対策を講じた経験の内容（複数回答）（機関分類別）



2 . 紛争経験とその内容

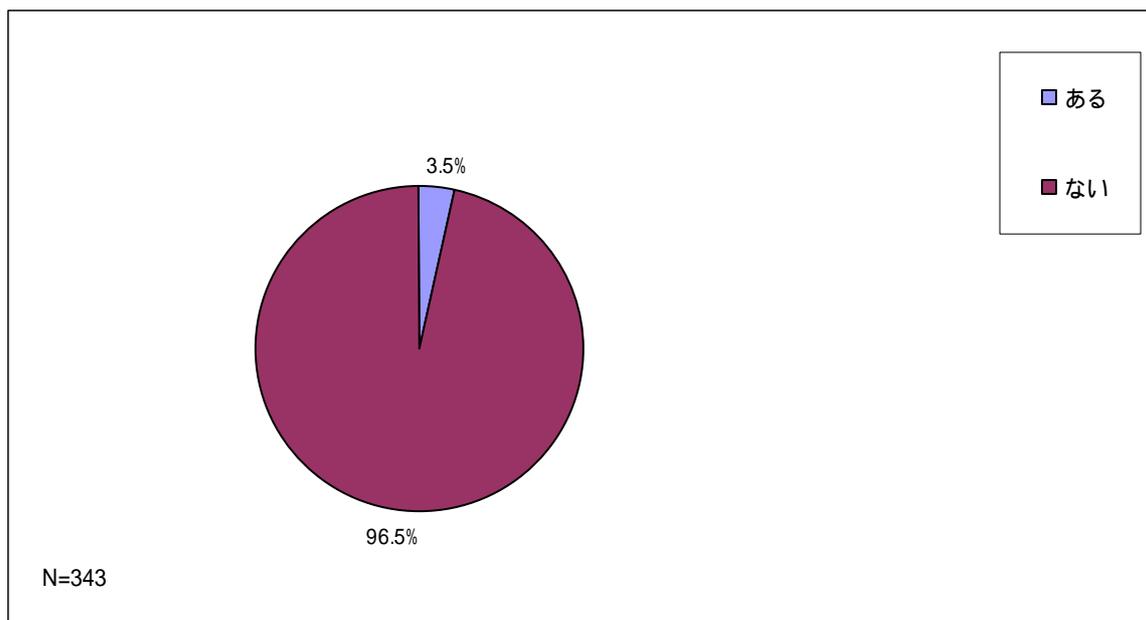
問 39 . 貴機関では、過去 (2003 年 4 月以降) に、知的財産に関して他者との間で、何らかの紛争 (他者の特許権の使用に関して事実関係の照会を受けたなど) を経験したことがありますか。

96.5%の研究機関は、紛争経験がない。

【全機関・機関分類別】

他者との間での紛争経験の有無については、「ない」が 96.5%と、ほとんどの研究機関は、紛争経験がない。「ある」と回答した研究機関数は、国立研究機関、都道府県立研究機関、国立大学法人、高等専門学校、私立大学となっている (図表 140)。

図表 140 他者との間での紛争経験の有無



問 40 . 問 37 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関が経験した過去（2003 年 4 月以降）の紛争の内容についてお選び下さい。また、紛争の対象となった知的財産についてお選び下さい。（複数回答可）

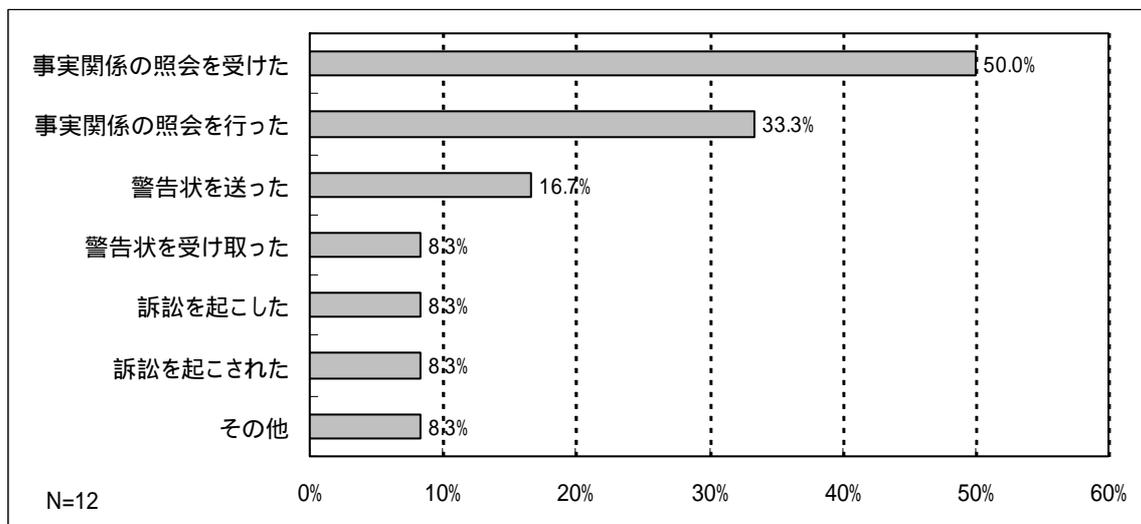
紛争内容は、事実関係の照会までが多く、警告状や訴訟にまで発展することは希で、紛争の対象となった知的財産は、全ての研究機関が「特許権、実用新案権」を挙げている。

【全機関】

紛争経験があったとした研究機関について、経験した紛争の内容をみると、「事実関係の照会を受けた」が 50.0%、「事実関係の照会を行った」が 33.3%となっており、警告状や訴訟は少なくなっている（図表 141）。

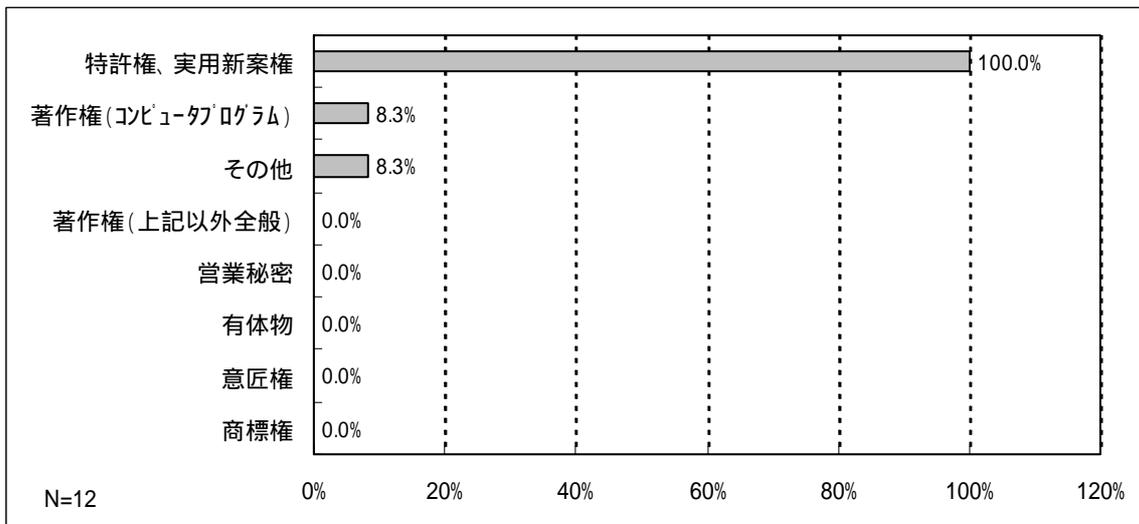
また、紛争の対象となった知的財産については、全ての研究機関が「特許権、実用新案件」を挙げており、その他、「著作権（コンピュータプログラム）」も挙げている研究機関もある（図表 142）。

図表 141 経験した紛争の内容（複数回答）



注) 複数の紛争を経験した研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 142 紛争の対象となった知的財産（複数回答）



注) 紛争対象となった知的財産が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

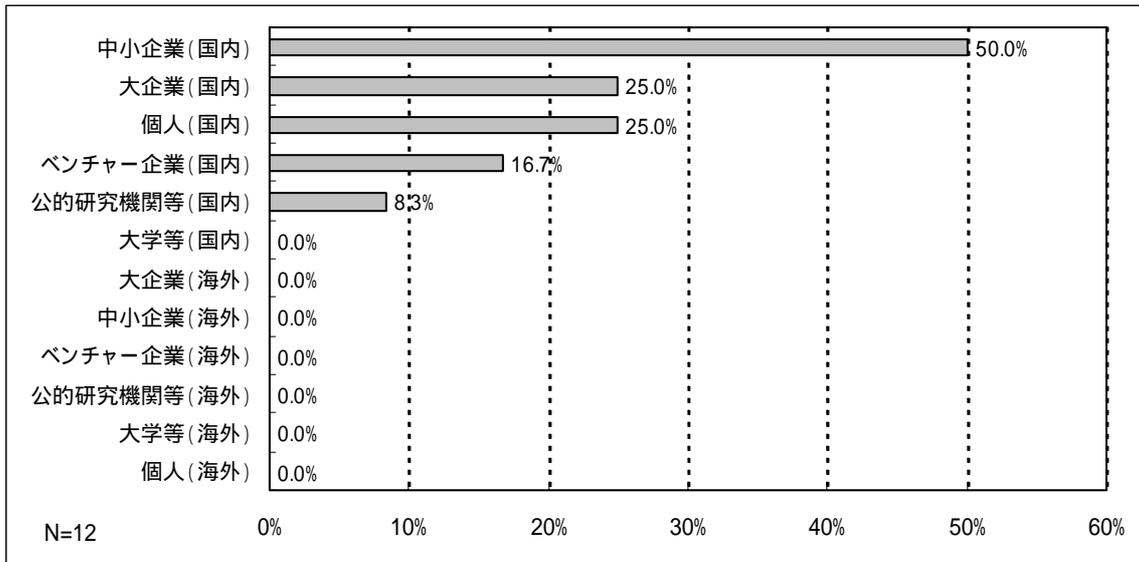
問 41. その相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

紛争の相手先の半数は、「中小企業（国内）」で、海外の企業や研究機関等はない。また、対象分野は、「その他分野」が半数近くとなっている。

【全機関】

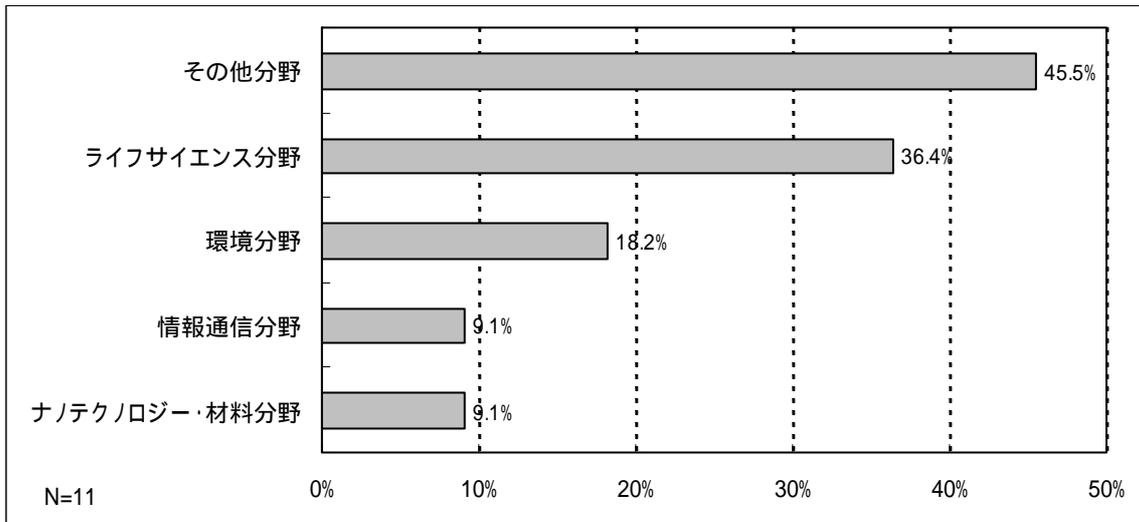
紛争の相手先については、半数が「中小企業（国内）」を挙げ、次いで、「大企業（国内）」と「個人（国内）」となっており、海外の企業や研究機関等は挙げられていない（図表 143）。また、紛争の対象分野は、「その他分野」（製造技術、食品等）、「ライフサイエンス分野」、「環境分野」の順となっている（図表 144）。

図表 143 紛争の相手先（複数回答）



注) 紛争対象となった相手先が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

図表 144 紛争の対象分野（複数回答）



注) 紛争対象となった分野が複数ある研究機関があるため、比率の合計は 100%にならない

問 42 . 問 40 . でお答え頂いた貴機関が経験した過去（2003 年 4 月以降）の紛争について、できるだけ具体的にご記入下さい。

事実関係の照会や警告状の発送を行っている研究機関もあるが、侵害の事実はないという連絡を受けるに留まっている例もみられる。

【全機関】

研究機関が経験した過去の紛争の具体的な内容については、事実関係の照会や警告状の発送を行っている研究機関あるが、侵害の事実はないという連絡を受けるに留まっている例もみられる。また、大学に比べて、研究機関等での紛争事例が多くなっている。

図表 145 過去の紛争の内容

機関名	過去の紛争 (自由記入)	備考
国立大学	紛争に迄は発展していないが、マイクロプロセッサの互換機を開発して無償で公開している研究者があり、それが知的財産権侵害にならないか質問を受けた。専門家に問い合わせたが、見解が異なり、良くわからないところがある。総合的な相談窓口があれば有難いのだが。 当大学とA社との共同研究において、同研究の成果である発明をA社が単独でしかも事前に何の相談もなく特許出願したことが判明。このことについて、共同研究契約書に反していたので、警告状を出した。	*
公立大学	特許出願(企業と共願)したものと類似のものが市販されており、大学の立場からは静観している。今後、共願先企業との連絡等を密にし、対応を協議する。	
私立大学	本学研究成果の発明において、その発明者の一人であると主張する他大学教授が起こしたベンチャーの代理人と本学代理人との間で、当該発明の発明者となり得るか否かを争点とし、現在交渉中である。	
研究機関等	当研究所と県内企業で共同出願した特許が新聞で報道され、類似した研究開発をした企業(県内)から、情報周知の不備、研究助成の不等性、開発費の用途など論争になった。特許庁の判断により、権利の調整や情報交換など発展的な解決策を求めて協議した。	
	当センターが頒布している清酒用酵母について、A組合から、A組合がB社から独占的通常実施権を得ている特許に抵触するのではないかと事実関係の照会を受け、抵触していない旨回答した。	
	当校の研究者が、共同研究しているA社(中小企業)の技術が、他社保有の特許を侵害しているのではないかと事実関係の照会を受け、確認したところ当校の研究者は、開発研究を担当し、製品製作には携わっていないことを確認、回答した。	
	当センターの特許権をA社が侵害している可能性を新聞記事によって知り、A社に対し事実関係の照会を行った。結果、A社からは侵害の事実はないとの回答を得た。	
	・当機構の特許権を複数の企業が侵害している可能性をインターネット、新聞記事等によって知り、関係者と相談して警告書を出すことにした。 ・当機構の育成者権をA社が侵害している可能性を新聞記事等により知り、関係者と相談して警告者を出すことにした。	
	真の「発明者」についての照会	
	新聞記事により、県保有の特許権を侵害している可能性があったので、製造元に確認をとった。県保有の特許権を侵害せずに、実施を行っているとのことで、相手方から事実関係の確認の照会があった。	
当研究所が技術指導を実施し、A社が特許権を出願した。県外のB社より、B社の所有する特許権に抵触するのではとの事実関係の照会を受けた。特許アドバイザーの仲介で双方の誤解がとけた。		

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

3 . 知的財産戦略に対する研究機関の意見・要望

問 43. 知的財産戦略に対するご意見・ご要望等について、ご自由にお書き下さい。

国立大学法人では、財政的な支援に関する要望が多く、公立大学及び私立大学では、43 大学とそれ以外の大学の格差拡大への懸念が示され、国立研究機関や都道府県立研究機関では、人的・資金的な制約に関する意見が挙げられている。

【機関種類別】

知的財産戦略に対する意見・要望等を機関種類別にみると、国立大学法人では、財政的な支援（出願・審査・維持に伴う費用、海外出願、知財本部整備事業後の財源）の問題が最も多く、その他、特許法第 73 条の見直し、知財紛争に関するガイドラインの作成、特許出願手数料の実用新案、意匠、商標への拡大等が挙げられている。

公立大学では、43 大学とそれ以外の大学の格差拡大への懸念、発明を見極める人材の確保、教職員の教育システムの整備等が挙げられている。

私立大学では、公立大学と同様に、大学の二極化への懸念の他、知財専門家の人材不足や知財管理に要する経費等の問題等が挙げられている。

国立研究機関や都道府県立研究機関では、公設試験研究機関の場合の人的、資金的制約からくる厳しさに対する支援策、特許関係費用の費用負担等が挙げられている。

図表 146 知的財産戦略に対する意見・要望

機関名	知的財産戦略に対する意見・要望	備考
国立大学	不実施補償問題に関して73条2項及び3項の見直しを行うべき。	
	このアンケートでもそうであるが、69条を問題にしているが、73条には目をつぶっている。73条は大学と企業の特許共同出願は想定外で定められた法律であり、産学連携の為には、改正が必要だと思う。放置すると、民法256条(共有物分割請求権)に基づく訴訟が起こり、判決次第では不実施補償の行方に多大な影響を与えるだろう。米国のTLOでは20位でも年間10億円を稼いでいるので、知的財産創造サイクルを廻すことが出来る。	*
	(1)本学が所有する知的財産権を移転するには、長期間を要し、また大学自体が不実施機関であるため、知的財産に係わる収支バランスをとることがむづかしい。そこで、出願、審査、維持に伴う諸費用を今後とも国が負担するようお願いしたい。 (2)外国出願(PCTルート、パリ条約ルートを含む)に際しては、多額の費用を要することから国の助成をいただきたい。(TLOに対しても。) (3)承認TLOに対して、特許流通アドバイザーの派遣を今後とも継続してほしい。(増員を含めて)	
	特許料、審査請求料の免除やJSTの出願支援等、国としての支援は今後どういう戦略になっていくのが懸念される。・人材について、知的財産促進法に基づいての官としての人材増強は良いが、知的財産に関わる大学における等の人材の育成について、団塊の世代等の有効活用をしてはどうか。	
	各大学が独自の知的財産本部を持ち、承継の判定、出願手続き事務、維持管理売込み、訴訟対応を行うのは無理があり、直接的ビジネス相手である企業の知財と同じレベルを保持するのは難しく、ほとんどの大学においては必要とされる機能・能力を確保維持するための投資に見合ったリターンが本質的に期待できない組織になることが明らかである。	*
	・特許の出願・維持の経費負担が今後増大していくため、助成援助してほしい。 ・知財の価値・レベルが解らず、ライセンスする時の相場や基準があいまいであるため、サポートが欲しい。	*
	本学自らが業として知的財産(特許等)を実施しないので、直接的に侵害係争に巻き込まれることは、契約の条項により回避できるが、著作権については研究者が無断使用により係争に巻き込まれる心配はある。学内の全ての著作についてのアウトプット・インプットを管理するコストは極めて大きいので、コストと係争を最小にする観点から、最前の方策がひな型として得られれば、それから本学に合うように変形、修正して用いることができる。従って、著作権管理のひな型を是非知りたい。	
	「大学」を十分に理解していない。発明の専門家、あるいは民間企業人の発明の技術的議論に大学も文部省もふりまわされている。「大学」の社会的な位置付けなど十分に理解してほしい。	*
	・JST以外にも公的に利用できる知財管理予算もしくは特許出願費用等の支援を受けられる制度を要望します。 ・TLOに対する委託費を支払うことなく特許出願やライセンス活動等の支援を受けたい。	
	・大学と企業の違い・承継した特許の活用方法・知財本部整備事業後の財源確保などが問題となっている。	*
	1.国立大学法人等に対する出願料等の免除措置を平成19年度以降にも延長・適用する様、法改正するべきである。(理由)企業において、国立大学法人の自立化を支援する意識が定着していない。 2.TSTの特許支援制度をなお一層強化すべきである。(理由)外国特許の取得を促進し、知財における国際収支の向上をはかるべきである。(外貨収入の増加)	*
	現在、知財(特許)を保持しようと、できる限り権利化を行っているが、いずれ、この知財を保有し続ける財力がなくなり破綻するのでは?という危惧がある。ここでもう一度、根本的な見直しが必要ではないかと考えます。	
	大学が関与する知財係争については未知の領域であり、各大学が潜在的に抱えている問題でもあり、訴訟を伴うとすれば、その金額等を考慮しても、個々の大学としての対応は難しいと思われるので、国としての明確なガイドラインの設定が望まれる。	*
	外国出願については、費用の問題から、科学技術振興機構(JST)の支援を前提とした出願以外は困難(ほとんど不可能)な実態である。しかし、平成17年度の当該支援要請件数は前年度の数倍になることは確実であり、当該支援を受けられる可能性の低下も避けられないと予想される。本施策に対するJSTの予算の増額等の対策を望む。	
	特許法(特許制度)は、企業における知財活用を前提として構成されており、大学の知財活用は想定されていないために、大学にとっては不利な面がある。例えば、特許法第73条第2項では、各共有者は、他の共有者の同意を得ずに特許発明の実施ができることになっている。大学と企業で共同発明をなし共同出願した場合に、企業は事業として特許発明の実施をすることができるが、大学は事業実施が認められていない。	*
・学内における知的財産の認識が薄く、大学としての戦略に欠ける。 ・出願する特許が将来実用化に至るかなど目利き判断が充分とは言えない。 ・研究シーズとニーズのマッチングが難しい。 ・研究者はいまだに学会発表を重視し、特許出願を軽視する傾向がある。 ・職務発明等の機関帰属の認識が薄い。		
特許出願手数料(特許庁への納付金)は現在国立大学は免除されているが、これを実用新案、意匠、商標へも拡大して欲しい。知財活動の自由度が大きくなる。 TLOのライセンス対象を特許だけでなくノウハウを含む全知的財産に拡大して欲しい。TLOが特許だけを扱うのでは、技術移転が円滑に行えない。技術とは特許ノウハウである。	*	

(次頁につづく)

機関名	知的財産戦略に対する意見・要望	備考
公立大学	国立大学への知財本部整備事業など資金が注入される大学とそれ以外の大学との格差が拡大する傾向にある。平成18年度に公立大学法人となる本学にとって、地域貢献、産学官連携への取り組みは重大事項の一つである。本学の特徴は、医、薬、看護の各研究科を中心とするライフサイエンス、健康科学分野にあり、この特性に応じた知財管理体制を構築する必要がある。	
	1. 大学が管理する知財 大学として職務発明として認定し、権利化を図っている所であるが、研究者の発明を真に活用することを考えれば、国外特許を取得することが必須となる。しかし、財源的に極めて厳しい現状の中で、外国出願は、JST支援事業以外には、対応できないのが実情である。また、真に活用を図ることが必要な発明を見極めるための人材も、現状で3名の兼任職員が対応しているだけでは、充分とは言えない。	
	知財分野は高度な専門性が要求される分野であることから、教職員の育成システムについて、事例集等があればよい。	
	大学が設立されてまだ日が浅いため、検討されていないのが現状です。このため、職員も知識不足がいなめません。	
私立大学	先行して整備がどんどん進む大学と、そうではない大学の二極化がおきつつあるように感じる。また、著作権に対する整備は、産業財産権と比較すると手つかずになっているように思われるが、文系社会科学系も含めた大学での展開をすすめる上では、これも重点に入れていく必要があると思われる。	
	本学では'06年4月に職務発明を機関所属とする職務発明規程を施行予定ですが、知財本部設立の予定はなく、知財の運用方策についても細部は定まっていない状況です。	
	知財関係(発明・特許・供与・受託研究等々)の契約などの際の留意点や契約書のひな型などのマトメたものを作成していただき、ご提示いただけると大変ありがたいのですが。	
	知財専門家の人材不足、知財管理に要する経費等の問題で、単独での対応は限界がある。知財本部整備事業や知的財産管理アドバイザー派遣事業の拡大をお願いしたい。	
	知的財産関連の大学としての取り組みのあり方がわかりにくい。	
	本学では、知的財産に関しましてこれから様々な検討をする必要があると考えているところです。今後も、よろしくご指導下さいませよう願っています。	
	本学は知的財産取扱いについては、対応が遅れていると自覚しています。お訊ねになった諸問題に関する理念、規程等は今まさに作成、検討段階にあるものが殆どで、学内の意見もなかなかまとまりません。このアンケート用紙を頂いた事も、本学の遅れた状態を意識するという点で、大いに教育効果がありました。今後進んだ他大学の事例を出来るだけ教えて頂ければ大いに参考になると思います。	
知財の所属部所が複数にわたる場合基準化するのには困難である。		
現在事務局において、産官学連携を通して特徴ある大学の実現促進、社会が求める総合研究・学際研究 研究成果による地域社会への貢献 研究資金油沢化を研究の迅速・高度化などについて学内共通理解を図っているところです。		
研究機関等	意見ではありません。アンケート回答機関は、特許の有効性、職務発明かどうかなど出願時のチェックはしていますが、その他の事項には対応していませんので(県方で行っている)、回答困難な問があります。当センターで知り得たことのみ回答致しました。	
	特許の利活用を促進するためにマッチング機能の強化や県内企業等のニーズの把握が必要。	
	戦略立案は重要で、その方向性も間違いないと考えます。民間企業が国内の競合企業や海外企業との間で知的財産権に関する様々な経験を踏んでおられるのに対し、地方の公設試験研究機関での知財に関する実務経験は皆無に等しいと言わざるを得ません。近年生じている様々な問題は、知財要員の实務経験や基礎的能力における民間企業と公的研究機関との大きな差が主因と考えます。知財要員の組織内での育成は重要ですが時間がかかるため、この分野での民間、公的研究機関の人的交流、研究会開催、民間知財部門OBの公的研究機関での再雇用などの施策が必要。	
	日本知的財産協会との特定テーマについての意見交換会を実施し、その内容を公表(例、不実施条項について、実施許諾に関する支払条件など)	*
	公設試験研究機関に対し、審査請求料及び特許料の減免措置が実施されているが、経済産業局への申請手続きを簡素化してほしい。	
	69条解釈のガイドラインがあれば	
	特許関係経費 維持・管理に係る経費負担が大きい。	
2005計画に記載されていた「紛争対応の体制整備を支援する」「同・保険制度」の具体化		
「知的財産」の戦略的活用ということは、即座に具体的利益を生むものではなく、近い将来への「種まき」であるということとを協調して頂きたい。知財に対する中途半端な理解者(一般の者)は、「特許に関する直接的成本(除く、人件費等)は、収支バランスがとれて当然という考え、前提に立って議論する人も多く、結果として意欲的、戦略的な取り組みの芽を摘むことがある。		

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

4 . まとめ

前章で整理した研究機関自身が感じているルール整備や各種知的財産活動上の懸案事項は、そのまま放置しておく、紛争に発展していくことも想定され、訴訟にまで発展することのないような対応策を講じておくことが求められる。

例えば、近年、特許法第 69 条第 1 項に関連して、産業構造審議会特許戦略計画関連問題WG 2004 年 11 月報告書では、「大学等での研究活動については、我が国の特許法が営利又は非営利目的により他者の特許発明の実施に区別を設けていないことにかんがみると、実施者が企業(営利機関) か大学等(非営利機関) であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものではない。これまでは非営利機関である大学等を訴える利益に乏しかったこと等の様々な配慮により、実際に大学等が特許侵害により訴えられることはほとんど無かったが、今後産学官連携が進み活発化していけば、大学等が訴訟当事者となる場合も想定されることから、第 69 条第 1 項についての正しい認識が求められる。」としている。

アンケート調査では、特許法第 69 条第 1 項に関連して、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する可能性があることについて、半数以上が知っているものの、6 割以上が特に対応していない。また、対応している場合も、研究者に第 69 条の解釈を周知するといった対応に留まっている。さらに研究機関分類別にみると、対応していない割合は、公立大学、都道府県立研究機関、私立大学、高等専門学校の順に高い。

現状では、ほとんどの研究機関では紛争経験はなく、あっても事実関係の照会までが多く、警告状の発送や訴訟まで発展するといったことは希である。ちなみに、紛争の相手先の半数は、国内の中小企業であり、海外の企業や研究機関等はない。国内の中小企業が紛争先として多いのは、中小企業サイドの問題もあるものと考えられる。

第5章 まとめ

本調査では、アンケート調査を中心に、研究機関のルール整備状況および内容に関する実態、利用許諾、有体物（マテリアル）の取扱い、受託研究・共同研究を対象とした知的財産活動における契約等の実態、研究機関毎に抱えている知的財産に関する懸念事項、知的財産に関する紛争と対応の実態を明らかにした。

それぞれの内容は、各章のまとめに示したとおりであるが、本章では、前章までのまとめとして、研究機関における知的財産の管理・運用の基本的要素としてのルール整備状況を示したうえで、著作物、利用許諾、有体物（マテリアル）の取扱い、受託研究・共同研究といった知的財産活動の項目ごとの実態と懸念事項を整理するとともに、紛争実態とその対応状況について示す。

（知的財産運用組織及びルールの整備状況）

知的財産運用組織及びルールの整備状況については、知的財産に関する研究機関の関心の高まりや産学官連携の活発化を反映して、8割以上の研究機関で知的財産を取り扱う担当者が配置され、その人員規模は平均4.5人である。管轄組織は、8割の機関が全ての組織を対象としており、知財管理の一元化が進んでいる。機関分類別でみると、国立大学法人が、専門組織として担当している割合が最も高く、国立研究機関がそれに続いている。

このような体制整備と合わせて、知的財産の取扱いに関する各種ルール（理念や考え方、それに基づく規程や規則）の整備も進んでいる。特に、規程や規則については、職務発明、発明報酬、共同研究、受託研究は、いずれも整備率が7割を超えている。また、大学知的財産本部整備事業の対象となっている43大学のルール整備率は、知財の取扱い（理念や考え方）職務発明（規程や規則）発明報酬（規程や規則）がともに100%⁶となっているように、極めて高いものになっている。

しかし、機関によって整備状況の差異がみられるとともに、職務著作、学生の発明、技術移転、有体物の取扱い、利益相反・責務相反については、職務発明や発明報酬、受託研究、共同研究に比べてルールの整備が遅れている。

（著作権）

前述のルールの整備状況では、職務著作に関する理念や考え方は全体の25%、同じく規程や規則は4割弱の研究機関が整備しているが、職務発明や発明報酬、共同研究や委託研究に比べると、整備が遅れている。

アンケート調査における著作権の課題をみると、著作権に関して課題を抱えている研究機関は、全体の4割を超えており、なかでも国立大学法人が最も課題を抱えている割合が高くなっている。抱えている課題の内容では、職務著作の明確な規程がないとした研究機関が6割を超えている。明確な規程がないという内容に次いで多いのは、研究者の認識が薄いこととなっており、著作権については、ルール整備と研究者の認識の向上が、大きな課題である。

⁶ アンケート調査では、「知的財産の取扱い（理念や考え方）」では43大学中、33大学が回答しているなど、全てが回答しているわけではない。

(ライセンス活動)

前述のルールを整備状況では、ライセンス活動を規程すると考えられる技術移転に関する理念や考え方は全体の38%、同じく規程や規則は26%の機関が整備しているが、職務発明や発明報酬、共同研究や委託研究に比べると、整備が遅れている。

2003年4月以降のライセンス活動では、4割の研究機関がライセンスアウトの経験がある一方で、ライセンスインの経験がある研究機関は、全体の僅か2%となっている。ライセンスアウトの経験のある研究機関のライセンス件数は、8割が10件以下で、主な相手先は8割が国内の中小企業、4割が国内の大企業、対象分野はライフサイエンス分野が全体の5割となっている。

こうしたライセンス活動を行う際の契約交渉は、ライセンスアウト・インとも、5割以上が知的財産担当部署所属の担当者が行っており、ライセンスアウトの場合は、4割がそれぞれの研究機関が用意した契約書をもとに協議し、ライセンスインの場合は、3割が定形ではなく相手との協議で作成としている。ライセンスアウトの場合は、契約の体制に加えて、契約の雛形が用意されている研究機関が多いことがわかる。

さらに、契約金の支払いや受け取りの形態については、ライセンスアウトの場合は、4割以上が一時金とランニングロイヤリティの組み合わせとしている。こうした形態が多いのは、ヒアリング調査では、大学としては、出願費用や管理費用を賄うために、ライセンス料を一時金もしくは一時金に加えて継続実施料という形態を望む声があった。しかし、企業は、実施した段階での実施料の支払いを望んでいるなど、ライセンス料についての大学と企業の考えが異なった状況で交渉を行っている場合も少なくない。

次に、ライセンス活動の契約については、契約の際に5割の研究機関が両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した等の経験を有しており、その際に問題となった内容は実施料に関することが6割と最も多くなっている。また、相手先は、国内の大企業が最も多くなっている。

利用許諾に関する懸案事項については、ライセンスアウトについては、いずれの分類の研究機関とも、実施料の算定が難しいことにより結果として企業が有利な契約となってしまうことや、公設研究機関特有の問題として都道府県庁の財産管理部署が担当していることにより手続きが面倒であること等を挙げている。ライセンスインについては、記入が少ないが、ライセンスアウト同様、実施料の算定が難しいこと等を挙げている。

(有体物の取扱い)

ルール等の整備状況では、有体物の取扱いは、理念や考え方、規程や規則とも2割の整備率であり、ルールを整備が進められていないことが明らかになった。このような背景もあり、2003年4月以降、有体物の他者への提供経験のある研究機関は全体の2割と少なく、供与を受けた経験のある研究機関も全体の15%となっている。また、把握していないとする研究機関が4割を超えているが、ヒアリング調査によると、一元管理とせず、問題が生じそうな場合に担当部署が対応する仕組みをとっている大学、電気通信分野ではマテリアルの問題が起きにくいとしている大学、研究者の管理に任せている大学があるなど、敢えて知財管理の担当部署が係わらなくとも現場レベルで円滑に進められているものとみられる。

有体物の他者への提供件数は、20件以下が大多数を占めるなか、100件以上の経験を有する研

究機関もあり、研究機関によっては積極的に取り組んでいる様子が窺える。ちなみに、研究機関分類別にみると、国立大学法人や国立研究機関は、有体物の他者への提供のある研究機関の比率が高くなっている。また、対象分野では、ライフサイエンス分野が多く、有体物の提供条件は、有償・無償に限らず、目的外の使用禁止や第三者への再譲渡禁止といった制約条件を課している研究機関が多くなっている。

同様に、有体物の供与を受けた件数は、提供よりも少なく、半数以上が5件以下で、主な相手先は、国内の大企業が半数以上、主な対象分野はライフサイエンス分野で8割を超えている。また、供与を受ける条件は、無償の場合が多くなっている。

これら有体物を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約は、定型はなく相手との協議で作成が多く、協議により柔軟に対応している様子が窺える。

次に、有体物の取扱いの契約については、契約の際に15%の研究機関が両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した等の経験を有しており、その際に問題となった内容は権利の帰属に関することが4割と最も多くなっている。また、相手先は、国内の大企業が最も多くなっている。

有体物の取扱いに関する懸案事項については、提供の契約、供与の契約とも、有償の場合の対価の決め方、ルールが整備されていないこと等が挙げられ、外国企業への提供の契約等の場合は、相手機関からの細かい注文により契約内容の調整に時間を要する、MTAの作成が必要等が挙げられている。

(受託研究・共同研究)

ルール等の整備状況では、受託研究、共同研究とも、8割の研究機関が規程や規則を整備している。これらの研究が、研究機関にとって収入源となるとともに、研究機関の社会的な意義を高めるうえで重要な役割を果たしてきたという経緯があるためと考えられる。

こうした背景をもとに、国立大学法人を中心として8割以上の研究機関が受託研究と共同研究を行っている(2004年度)。その件数は、委託研究、共同研究とも10件以下が半数を占めているが、国立研究機関のなかには、300件以上の共同研究を行っている機関もある。

主な相手先は、受託研究、共同研究とも、国内の中小企業が7割を超え、主な対象分野は、ともにライフサイエンス分野、環境分野、ナノテクノロジー・材料分野が5割を超えている。

さらに、研究による成果物としての発明の帰属先については、委託研究では機関帰属が、共同研究では機関と相手先帰属が最も多くなっている。

なお、共同研究契約における不実施補償の契約書への盛り込みについては、一律に決めず別途協議する、不実施補償を必ず入れる、がともに3割を超えているが、国立大学法人は、不実施補償を必ず入れるとしている研究機関が最も多くなっている。

次に、受託研究・共同研究の契約については、契約の際に9割の研究機関が両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した等の経験を有しており、その際に問題となった内容は不実施補償に関することが65%と最も多くなっている。また、相手先は、国内の大企業が最も多くなっている。対象分野はナノテクノロジー・材料分野が最も多く、情報通信分野が続いており、ライフサイエンス分野に比べて、これらの分野は、不実施補償が問題となり易い分野であることが窺える。

受託研究・共同研究に関する懸案事項については、受託研究の場合については、いずれの分類の研究機関とも、委託元企業との関係で、特許の共有の要請や共同出願時の不実施交渉の難しさ

が挙げられている他、国立大学法人では、国からの委託研究の場合、補助金ごとの知財の取扱いが異なること等が挙げられている。

共同研究の場合については、受託研究の場合と同様に、いずれの研究機関とも、共同出願時の不実施補償交渉の難しさが挙げられており、研究機関が有利に契約交渉を進めることが難しいことを示唆している。

(紛争実態とその対応)

現状では、96.5%の研究機関は紛争経験がなく、あっても事実関係の照会までが多く、警告状の発送や訴訟まで発展するといったことは希である。

しかし、研究機関が回答しているルール整備や各種知的財産活動上の懸案事項は、そのまま放置しておく、紛争に発展していくことも想定され、訴訟にまで発展することのないような対応策を講じておくことが求められる。

例えば、特許法第 69 条第 1 項に関連して、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する可能性があることについて、半数以上が知っているももの、知らない研究機関を中心に、6 割以上が特に対応していない。また、対応している場合も、研究者に第 69 条の解釈を周知するといった対応に留まっている。研究機関分類別にみると、対応していない割合は、公立大学、都道府県立研究機関、私立大学、高等専門学校の順に高く、何らかの対応が求められよう。

図表 147 アンケート調査結果の概要

体制	ルール整備	知財項目	ルール整備	実態	両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した経験	懸案事項	紛争実態とその対応
8割以上の研究機関に知財取扱い担当者が配置	知財の取扱いの理念や考え方は5割、規程や規則は6割	職務著作	規程や規則は4割				
		技術移転(利用許諾)	規程や規則は25%	<ul style="list-style-type: none"> 4割がライセンスアウトの経験があるが、件数は10件以下が8割 一方、ライセンスインの経験があるのは僅か2% ライセンスアウト・インとも半数以上が知財担当部署に所属する担当者が契約交渉 ライセンスアウトは4割が自機関の契約書をもとに協議、ライセンスインは3割が定型はなく相手と協議で作成 	半数が手間取った経験があり、5割が実施料率に関する問題 相手は国内大企業が最多	未整備となっているルールが存在	実施料の算定が難しいことにより、企業に有利な契約となる 有償の場合の対価の決め方、ルールの未整備、外国企業の場合の対応 委託元企業からの特許共有の要請や共同出願時の不実施補償交渉の難しさ 共同出願時の不実施補償交渉の難しさ
		有体物	規程や規則は2割	<ul style="list-style-type: none"> 提供経験ありは2割で大半が20件以下、一方、供与経験は15%で半数以上が5件以下 提供では、有償・無償に係わらず、多くの機関が目的以外の使用禁止や第三者への再譲渡禁止等の成約条件を課している 供与では、無償での提供が多い 提供・供与の契約は、定型ではなく相手との協議で作成、定型の契約書をもとに協議が多く、協議によって柔軟に対応 	15%が手間取った経験があり、4割が権利の帰属に関する問題 相手は酷くない大企業が最多		
		受託研究	規程や規則は8割	<ul style="list-style-type: none"> 8割が受託研究を実施し、10件以下が半数 発明の帰属先は機関帰属(例外あり)が最多 	9割が手間取った経験あり、65%が不実施補償に関する問題 相手は国内大企業が最多		
		共同研究	規程や規則は8割	<ul style="list-style-type: none"> 8割が共同研究を実施し、10件以下が半数 発明の帰属先は半数が機関と相手先 不実施補償について、3割以上が別途協議や必ず入れる 			

(注) アンケート調査結果より、要点を抽出して作成。知財項目は、アンケート調査で確認した項目のみを表示。

參考資料

整理番号				
------	--	--	--	--

平成 17 年 12 月

「研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査」

みずほ情報総研株式会社

【ご回答にあたって】

1. 本アンケートは、知的財産担当部署の責任者または主担当者など、貴機関の知的財産の管理・活用に携わっている方がお答え下さい。
2. 本調査の基準日は、平成 17 年 12 月 1 日としますので、その日現在の貴機関の状況をお答え下さい。
3. 設問は、選択肢形式と自由記述形式があります。選択肢形式では、特に指定のない場合は、あてはまる番号または記号を 1 つだけ選び、○で囲んで下さい。自由記述形式では、記入欄にご記入下さい。
4. ご回答いただいた内容は、統計的に処理をしますので、個々の回答内容がそのまま公表されることはありません。また、この結果を本調査以外の目的に使用することも一切ありません。
5. 回答いただいた調査票は、**1 月 20 日（金）まで**に同封の返信用封筒にて切手を貼らずにご投函下さい。
6. ご回答にあたってのお問合せは、下記調査担当者までお願いいたします。

【調査の内容について】

みずほ情報総研株式会社 (http://www.mizuho-ir.co.jp)

科学技術部 調査・分析担当 山崎、吉田

東京都千代田区神田錦町 2-3 TEL : 03-5281-5311 FAX : 03-5281-5414

【調査の趣旨について】

内閣府 (http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/imain.html)

総合科学技術会議事務局 (知的財産戦略担当) 小沼

東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1 TEL : 03-3581-9462 FAX : 03-3581-8653

中央合同庁舎第 4 号館 E-mail : kazu.konuma@cao.go.jp

本アンケートにご記入いただく前に、貴機関名、知的財産担当部署名、知的財産担当部署所在地、ご記入者のお名前等、知的財産担当部署の URL をご記入下さい。

貴機関名		
知的財産担当部署名		
知的財産担当部署所在地	〒	
ご記入者のお名前等	お名前	所属・役職
	TEL	FAX
	メール	
知的財産担当部署の URL	http://	

貴機関の概要等について

問1. 貴機関の概要等についてお伺いします。該当する番号をお選び下さい。

機関分類	1. 国立大学法人 2. 公立大学（公立大学法人も含む） 3. 私立大学 4. その他大学 5. 直轄研究機関	6. 独立行政法人研究機関 7. 都道府県立研究機関 8. その他研究機関 9. 国公立高専（独法も含む） 10. その他高専
職員数	1. ~50人未満 2. 50人~100人未満 3. 100人~200人未満 4. 200人~500人未満	5. 500人~1000人未満 6. 1000人~2000人未満 7. 2000人~5000人未満 8. 5000人以上
研究者数	1. ~50人未満 2. 50人~100人未満 3. 100人~200人未満 4. 200人~500人未満	5. 500人~1000人未満 6. 1000人~2000人未満 7. 2000人~5000人未満 8. 5000人以上
組織構成 (複数選択可)	1. 工学系(理工学, デザイン工学, 商船学等含) 2. 情報科学系(システム, ソフトウェア情報学等) 3. 理学系 4. 農学系(農学, 獣医学, 畜産学, 水産学等含) 5. 医学系(医学, 歯学, 健康科学, 看護等)	6. 薬学系 7. 芸術系 8. 体育系 9. 人文社会系(文学, 教育学, 法学, 経済学, 商学等) 10. その他()

研究者数については貴機関での定義に基づいた研究者の数でお答え下さい。

研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について

運用組織について

問2. 貴機関内の知的財産担当部署についてお伺いします。該当する番号をお選び下さい。

知的財産管理・運用の人員数については、左欄には貴機関内の担当する職員数について、専任、兼任の人数およびその合計をご記入下さい。また、()内にはその内民間企業から移籍された人数をご記入下さい。

外部人材の人数については年間契約など一定期間、契約している専門家の方についてご記入下さい。

知的財産 担当部署	1. 専門組織として担当している 2. 兼務組織として担当している	3. 担当部署は定めていない			
知的財産管 理・運用の 人員数	貴機関内の担当職員数 ()にはその内民間企業から移籍された人数			外部人材の人数(期間契約)	
	専任	兼任	合計	弁護士	弁理士
	名	名	名	名	名
	(名)	(名)	(名)		
知的財産 担当部署 が管轄す る組織 (複数選択 可)	1. 問1の組織構成で回答した組織の知的財産を全て管轄する (違う場合) 1. 工学系(理工学, デザイン工学, 商船学等含) 6. 薬学系 2. 情報科学系(システム, ソフトウェア情報学等) 7. 芸術系 3. 理学系 8. 体育系 4. 農学系(農学, 獣医学, 畜産学, 水産学等含) 9. 人文社会系(文学, 教育学, 法学, 経済学, 商学等) 5. 医学系(医学, 歯学, 健康科学, 看護等) 10. その他()				

ルール等の整備状況および内容について

問3 . 知的財産の取扱いのうち、下表の項目に関し「理念や考え方」、あるいは「規程や規則」を作成していますか。作成している場合は、記入欄に 印をご記入いただくとともに、その名称とその作成時期を、また改訂経験がある場合は、直近の改訂時期をご記入ください。作成していない場合は、記入欄に×印をご記入下さい。また、回答欄にない項目で、作成されている項目がある場合は、項目番号11 . 以降（次ページ）に項目名と作成状況等をご記入下さい。

【記入例】

項目	作成状況	名称	作成・改訂状況
技術移転に関する事項	理念や考え方	技術移転ポリシー	西暦 2003年 4月作成 西暦 2005年 10月改訂
	規程や規則		× 西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂

【回答欄】

項目	作成状況	名称	作成・改訂状況
1 . 知的財産の取扱いに関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
2 . 職務発明に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
3 . 職務著作に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
4 . 発明報酬に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
5 . 学生の発明の取扱いに関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
6 . 技術移転に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
7 . 共同研究に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
8 . 受託研究に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
9 . 有体物の取扱いに関する事項	理念や考え方		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂
	規程や規則		西暦 年 月作成 西暦 年 月改訂

項目	作成状況	名称	作成・改訂状況
10. 利益相反・責務相反に関する事項	理念や考え方		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
	規程や規則		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
11. 上記以外 項目名： 〔 〕	理念や考え方		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
	規程や規則		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
12. 上記以外 項目名： 〔 〕	理念や考え方		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
	規程や規則		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
13. 上記以外 項目名： 〔 〕	理念や考え方		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
	規程や規則		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
14. 上記以外 項目名： 〔 〕	理念や考え方		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂
	規程や規則		西暦 年 月 作成 西暦 年 月 改訂

問4 . 問3 . で、「理念や考え方」、「規程や規則」の改訂経験があり、改訂時期を記入された方にお伺いします。改訂された「理念や考え方」、「規程や規則」の名称と改訂された理由をご記入下さい。(直近の3件について)

名称	改訂理由

問5 . 貴機関の教職員や研究者の発明は最終的にどこの帰属になりますか。該当する番号をお選び下さい。また、1.～4.に印をつけられた方は、その帰属の考え方がA(例外なく)、B(例外あり)のどちらになるか該当する記号をお答え下さい。帰属の考え方でB.に印をつけられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

1. 機関の帰属になる 2. 個人(発明者本人)の帰属になる 3. 国の帰属になる 4. 自治体の帰属になる 5. 定めていない 6. その他(具体的に:)	}	→	A. 例外なく B. 例外あり ↓ B.の場合 例外の内容(具体的に)
--	---	---	--

問6 . 貴機関が教育機関の場合、貴機関の学生の発明は最終的にどこの帰属になりますか。該当する番号をお選び下さい。また、1.～4.に印をつけられた方は、その帰属の考え方がどちらになるか該当する記号をお答え下さい。帰属の考え方でB.に印をつけられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。

1. 機関の帰属になる 2. 個人(発明者本人)の帰属になる 3. 国の帰属になる 4. 自治体の帰属になる 5. 定めていない 6. その他(具体的に:)	}	→	A. 例外なく B. 例外あり ↓ B.の場合 例外の内容(具体的に)
--	---	---	--

問7 . 貴機関では、著作権に関連し、前から課題となっている事項が何かありますか。該当する番号をお選び下さい。

1. ある	2. ない
-------	-------

↓ 1.に印をつけられた方にお伺いします。それはどのような事項ですか。該当する番号をお選び下さい。(複数回答可)

1. 研究者の著作権に対する認識が薄い 2. 職務著作に関する明確な規程がない 3. 権利の帰属の判断が難しい 4. 他者の著作物を無断使用してしまった場合の対応が難しい 5. 侵害するかどうかを調べる手間がかかる 6. 管理体制の一元化が難しい 7. その他(具体的に:))
--	---

問8 . 知的財産のルール等の整備に関連し、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

知的財産権の利用許諾について

知的財産権の取得状況とライセンスアウトの実績について

問9．日本国内で保有している知的財産権及び出願・申請中の知的財産権の有無について、該当する番号をお選び下さい。また、1．を回答された方は件数をご記入ください。

	ある	件数				ない
		特許	実用新案	意匠	商標	
保有	1．	件	件	件	件	2．
出願・申請中	1．	件	件	件	件	2．

問10．貴機関では、過去（2003年4月以降）に、機関所有の知的財産権を他者に利用許諾したこと（ライセンスアウト）がありますか。該当する番号をお選び下さい。

1．ある	2．ない
------	------



1．に 印をつけられた方にお伺いします。

問11．貴機関における2003年4月以降のライセンスアウトの件数をご記入下さい。また、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。（複数回答可）

件数	相手先	対象分野
— 件	1．大企業（国内）	1．ライセンス分野 2．情報通信分野 3．環境分野 4．ナノテクノロジー・材料分野 5．その他分野 ()
	2．中小企業（国内）	
	3．ベンチャー企業（国内）	
	4．公的研究機関等(国内)	
	5．大学等（国内）	
	6．個人（国内）	
	7．大企業（海外）	
	8．中小企業（海外）	
	9．ベンチャー企業（海外）	
	10．公的研究機関等(海外)	
	11．大学等（海外）	
	12．個人（海外）	

ライセンスインの実績について

問12．貴機関では、過去（2003年4月以降）に、他者から知的財産権の利用を許諾されたこと（ライセンスイン）がありますか。該当する番号をお選び下さい。

1．ある	2．ない
------	------



1．に 印をつけられた方にお伺いします。

問13．貴機関における2003年4月以降のライセンスインの件数をご記入下さい。また、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。（複数回答可）

件数	相手先	対象分野
— 件	1．大企業（国内）	1．ライセンス分野 2．情報通信分野 3．環境分野 4．ナノテクノロジー・材料分野 5．その他分野 ()
	2．中小企業（国内）	
	3．ベンチャー企業（国内）	
	4．公的研究機関等(国内)	
	5．大学等（国内）	
	6．個人（国内）	
	7．大企業（海外）	
	8．中小企業（海外）	
	9．ベンチャー企業（海外）	
	10．公的研究機関等(海外)	
	11．大学等（海外）	
	12．個人（海外）	

契約等について

問 14 . 貴機関では、貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、契約交渉は誰が担当していますか。右記の選択肢から該当する番号をお選び下さい。（複数回答可）

ライセンスアウトの場合	ライセンスインの場合
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .
4 .	4 .
5 .	5 .
6 .	6 .
()	()

選択肢:

- 1 . 知的財産担当部署所属担当者
- 2 . 知的財産担当部署外職員
- 3 . 研究者
- 4 . 外部専門家（弁護士、弁理士等）
- 5 . T L O
- 6 . その他

6 .その他 を選択された方はその具体的な内容を左欄に記入下さい。

問 15 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、通常、契約はどのようにしていますか。右記の選択肢から該当する番号をお選び下さい。

ライセンスアウトの場合	ライセンスインの場合
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .
4 .	4 .
5 .	5 .
6 .	6 .
()	()

選択肢:

- 1 . 自機関で定めた定型の契約書を使う
- 2 . 自機関で定めた定型の契約書をもとに協議する
- 3 . 相手先の用意した契約書を使う
- 4 . 相手先の用意した契約書をもとに協議する
- 5 . 定型の契約書はなく、相手先等と協議の上作成する
- 6 . その他

6 .その他 を選択された方はその具体的な内容を左欄に記入下さい。

問 16 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾した（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受けた（ライセンスイン）場合、通常、契約金の支払い、受け取りはどのような形態をとりますか。右記の選択肢から該当する番号をお選び下さい。（複数回答可）

ライセンスアウトの場合	ライセンスインの場合
1 .	1 .
2 .	2 .
3 .	3 .
4 .	4 .
5 .	5 .
6 .	6 .
()	()

選択肢:

- 1 . 一時金のみ
- 2 . ランニングロイヤリティのみ
- 3 . 一時金とランニングロイヤリティの組み合わせ
- 4 . 新株予約券で
- 5 . 無償で
- 6 . その他

6 .その他 を選択された方はその具体的な内容を左欄に記入下さい。

有体物（マテリアル）の供与実績について

問 21. 貴機関では、過去（2003 年 4 月以降）に、他者から有体物（マテリアル）の供与を受けたことがありますか。該当する番号をお選び下さい。

1 . ある	2 . ない	3 . 把握していない
--------	--------	-------------



1 . に 印をつけられた方にお伺いします。

問 22. 貴機関における 2003 年 4 月以降の他者からの供与の件数をご記入下さい。また、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。（複数回答可）

件数	相手先	対象分野																		
— 件	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 . 大企業（国内）</td> <td style="width: 50%;">7 . 大企業（海外）</td> </tr> <tr> <td>2 . 中小企業（国内）</td> <td>8 . 中小企業（海外）</td> </tr> <tr> <td>3 . ベンチャー企業（国内）</td> <td>9 . ベンチャー企業（海外）</td> </tr> <tr> <td>4 . 公的研究機関等（国内）</td> <td>10 . 公的研究機関等（海外）</td> </tr> <tr> <td>5 . 大学等（国内）</td> <td>11 . 大学等（海外）</td> </tr> <tr> <td>6 . 個人（国内）</td> <td>12 . 個人（海外）</td> </tr> </table>	1 . 大企業（国内）	7 . 大企業（海外）	2 . 中小企業（国内）	8 . 中小企業（海外）	3 . ベンチャー企業（国内）	9 . ベンチャー企業（海外）	4 . 公的研究機関等（国内）	10 . 公的研究機関等（海外）	5 . 大学等（国内）	11 . 大学等（海外）	6 . 個人（国内）	12 . 個人（海外）	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 . ライセンス分野</td> <td style="width: 50%;">2 . 情報通信分野</td> </tr> <tr> <td>3 . 環境分野</td> <td>4 . ナノテクノロジー・材料分野</td> </tr> <tr> <td>5 . その他分野</td> <td>()</td> </tr> </table>	1 . ライセンス分野	2 . 情報通信分野	3 . 環境分野	4 . ナノテクノロジー・材料分野	5 . その他分野	()
1 . 大企業（国内）	7 . 大企業（海外）																			
2 . 中小企業（国内）	8 . 中小企業（海外）																			
3 . ベンチャー企業（国内）	9 . ベンチャー企業（海外）																			
4 . 公的研究機関等（国内）	10 . 公的研究機関等（海外）																			
5 . 大学等（国内）	11 . 大学等（海外）																			
6 . 個人（国内）	12 . 個人（海外）																			
1 . ライセンス分野	2 . 情報通信分野																			
3 . 環境分野	4 . ナノテクノロジー・材料分野																			
5 . その他分野	()																			

問 23. 有体物（マテリアル）の他者からの供与については、通常どのようにしていますか。該当する番号をお選び下さい。また、2 および 4 に 印をつけられた方にお伺いします。それはどのような条件ですか。該当する番号をお選び下さい。

<p>1 . 制約条件なしで、無償で供与されている</p> <p>2 . 制約条件ありで、無償で供与されている</p> <p>3 . 制約条件なしで、有償で供与されている</p> <p>4 . 制約条件ありで、有償で供与されている</p> <p>5 . その他</p> <p>（具体的に： ）</p>		<p>1 . 目的外の使用禁止</p> <p>2 . 第三者への再譲渡禁止</p> <p>3 . コピー禁止</p> <p>4 . 制限以上の増殖禁止</p> <p>5 . その他</p> <p>（具体的に： ）</p>
--	--	--

契約等について

問 24. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合、通常、契約はどのようにしていますか。該当する番号をお選び下さい。

<p>1 . 定型の契約書を使う</p> <p>2 . 定型の契約書をもとに協議する</p> <p>3 . 定型の契約書はなく、相手先等と協議の上作成する</p> <p>4 . 通常は契約書を作成しない</p> <p>5 . その他（具体的に： ）</p>
--

問 25. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合、または他者から供与される場合の契約等において、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

<p>【他者に提供する場合】</p>

その他記入欄：

場面	自由記入
A．利用許諾(ライセンスアウト・ライセンスイン)	
B．有体物(マテリアル)の提供・供与	
C．受託研究・共同研究	

問 36. また、問 35. で A. から C. のどれかに 印をつけられた方にお伺いします。前ページで 印を付けられた場面について、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をご記入下さい。

対象	相手先	対象分野
A．利用許諾(ライセンスアウト・ライセンスイン)	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 10. 11. 12.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 具体的に ()
B．有体物(マテリアル)の提供・供与	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 10. 11. 12.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 具体的に ()
C．受託研究・共同研究	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 6 . 7 . 8 . 9 . 10. 11. 12.	1 . 2 . 3 . 4 . 5 . 具体的に ()



相手先選択肢		対象分野選択肢
1 . 大企業(国内)	7 . 大企業(海外)	1 . ライセンス分野
2 . 中小企業(国内)	8 . 中小企業(海外)	2 . 情報通信分野
3 .ベンチャー企業(国内)	9 .ベンチャー企業(海外)	3 . 環境分野
4 . 公的研究機関等(国内)	10 . 公的研究機関等(海外)	4 . ナノテクノロジー・材料分野
5 . 大学等(国内)	11 . 大学等(海外)	5 . その他分野
6 . 個人(国内)	12 . 個人(海外)	

問 37 . 特許法第 69 条第 1 項に関連し、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する場合がありますか。

1 . 知っている	2 . 知らない
-----------	----------



1 に 印をつけられた方にお伺いします。

(次ページに続きます)

問 38 . 特許法第 69 条第 1 項に関連し、貴機関において何か対応を講じたことがありますか。(複数回答可)

1 . 今後の対応について、知財関係者で協議した	6 . 個別の案件について、対応策を協議した
2 . 機関内の体制、ルール等の見直しを行った	7 . 特に対応せず
3 . 外部専門家の活用など体制を強化した	8 . その他
4 . 研究者に第 69 条の解釈を周知した	〔具体的に：〕
5 . 紛争へ発展する可能性のある案件の確認作業を行った	

参考：産業構造審議会特許戦略計画関連問題WG2004年11月報告書より抜粋
 「大学等での研究活動については、我が国の特許法が営利又は非営利目的により他者の特許発明の実施に区別を設けていないことにかんがみると、実施者が企業（営利機関）か大学等（非営利機関）であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものではない。これまでは非営利機関である大学等を訴える利益に乏しかったこと等の様々な配慮により、実際に大学等が特許侵害により訴えられることはほとんど無かったが、今後産学官連携が進み活発化していけば、大学等が訴訟当事者となる場合も想定されることから、第 69 条第 1 項についての正しい認識が求められる。」
http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/shingikai/strategy_wg11_paper.htm

問 39 . 貴機関では、過去（2003 年 4 月以降）に、知的財産に関して他者との間で、何らかの紛争（他者の特許権の使用に関して事実関係の照会を受けたなど）を経験したことがありますか。

1 . ある	2 . ない
--------	--------

↓
 1 に 印をつけられた方にお伺いします。

問 40 . 貴機関が経験した過去（2003 年 4 月以降）の紛争の内容について該当する番号を左欄から選び下さい。また、紛争の対象となった知的財産について右欄からお選び下さい。(複数回答可)

(紛争の内容) 1 . 事実関係の照会を受けた 2 . 事実関係の照会を行った 3 . 警告状を受け取った 4 . 警告状を送った 5 . 訴訟を起こした 6 . 訴訟を起こされた 7 . その他 (具体的に：)	(紛争の対象となった知的財産) 1 . 特許権、実用新案権 2 . 著作権（コンピュータプログラム） 3 . 著作権（2 . 以外全般） 4 . 営業秘密 5 . 有体物 6 . 意匠権 7 . 商標権 8 . その他（具体的に：)
---	---

問 41 . その相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。(複数回答可)

相手先		対象分野
1 . 大企業（国内）	7 . 大企業（海外）	1 . ライセンス分野
2 . 中小企業（国内）	8 . 中小企業（海外）	2 . 情報通信分野
3 . ベンチャー企業（国内）	9 . ベンチャー企業（海外）	3 . 環境分野
4 . 公的研究機関等（国内）	10 . 公的研究機関等（海外）	4 . ナノテクノロジー・材料分野
5 . 大学等（国内）	11 . 大学等（海外）	5 . その他分野
6 . 個人（国内）	12 . 個人（海外）	()

問 42 . 問 40 . でお答え頂いた貴機関が経験した過去（2003 年 4 月以降）の紛争について、例 1、例 2 を参考にしてできるだけ具体的にご記入下さい。

（例 1）当大学の特許権を A 社が侵害している可能性を A 社の商品技術解説記事によって知り、弁護士と相談して警告状を出すことにした。

（例 2）当大学の研究者が作成したコンピュータプログラムの中で、他者のプログラムが使用されているのではないかとの事実関係の照会を受けて、現在、確認作業中である。

問 43. 知的財産戦略に対するご意見・ご要望等について、ご自由にお書き下さい。

研究機関等における知的財産に係る法的問題
に関する実情把握調査
報告書

平成18年3月
みずほ情報総研株式会社